

# 広島市報

定期第1032号  
平成28年5月31日発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 条 例

- 広島市市税条例の一部を改正する条例（第35号）.....6

### 規 則

- 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則（第46号）.....6

### 告 示

- 広島駅南口地下広場の使用料の収納事務の委託.....6
- 農業集落排水処理施設の供用開始.....7
- 地方税法による固定資産の価格等の登録.....7
- 広島市男女共同参画推進センター使用料の収納事務の委託.....7
- 広島市西部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務の委託.....7
- 広島市こども療育センター療育相談所及び広島市北部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務の委託.....7
- コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書発行手数料の収納に関する事務の委託.....7
- 広島市公民館使用料の収納事務の委託.....7
- 広島市立中央図書館の複写手数料及び広島市こども図書館の複写手数料の収納事務の委託.....8
- 広島市西蟹屋プロムナードの使用料の収納事務の委託.....8
- 広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務の委託.....8
- 計量法による特定計量器の定期検査の実施.....8
- 指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査に係る検査手数料収納業務の委託.....8
- 広島市西新天地公共広場の使用料収納事務の委託.....8
- 広島広域公園の使用料収納事務の委託.....9
- 広島平和記念資料館の使用料の収納事務の委託.....9
- 広島市会計規則による指定代理納付者の指定.....9
- 広島市永安館、広島市可部火葬場、広島市湯来火葬場、広島市五日市火葬場、広島市西風館及び広島市高天原納骨堂の使用料の

- 収納事務の委託.....9
- 地方自治法による包括外部監査契約の締結.....9
- 広島市営さん橋の係船料、入場料及び船舶給水施設使用料の徴収事務、広島市草津岸壁の係船料、荷さばき所使用料及び港湾施設用地使用料の徴収事務、広島港さん橋、似島さん橋及び似島学園前さん橋の定期券に係る入場料並びに広島港さん橋の定期券に係る駐車料の徴収事務の委託.....9
- 広島市営さん橋及び広島港さん橋施設使用料徴収等事務の委託.....10
- 広島港さん橋の入場料（定期券に係る入場料を除く。）の徴収事務の委託.....10
- 広島市青少年センターの施設及び附属設備の使用料の収納事務の委託.....10
- 広島市似島臨海少年自然の家の施設及び附属設備の使用料の収納事務の委託.....10
- 広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの施設及び附属設備の使用料の収納事務の委託.....10
- 広島市留学生会館の使用料（交流施設に係る使用料に限る。）の収納事務の委託.....10
- 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を定めた.....11
- 広島市工業技術センターの使用料及び手数料の収納事務の委託.....11
- 広島市交通科学館の手数料の収納事務の委託.....11
- 広島市江波山気象館及び広島市郷土資料館の複写手数料に係る収納事務並びに広島城、広島市こども文化科学館及び広島市郷土資料館の刊行物売払収入に係る収納事務の委託.....11
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定.....11
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....11
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定.....12
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例による平成28年度の賦課対象区域.....12
- 平成28年度広島市一般廃棄物処理実施計

|                                                                                                        |                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 画（平成28年度一般廃棄物（ごみ）処理<br>実施計画及び生活排水処理実施計画）の告<br>示.....13                                                 | ○出納員の事務の一部委任.....18                                                                                       |
| ○液状一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委<br>託.....13                                                                       | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による指定医療機関の廃止.....18                |
| ○広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北<br>部資源選別センターの固形状一般廃棄物再<br>生処理手数料の収納事務の委託.....13                                   | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による医療扶助のための医療を担当する<br>機関の指定.....18 |
| ○広島市政谷埋立地管理事務所の固形状一般<br>廃棄物処分手数料及び固形状一般廃棄物再<br>生処理手数料並びに産業廃棄物の処分に要<br>する費用の収納事務の委託.....13              | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による指定医療機関の変更.....18                |
| ○広島市安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の<br>固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の<br>委託.....13                                               | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による指定医療機関の指定辞退.....19              |
| ○広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務<br>の委託.....13                                                                     | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による医療扶助のための施術者の変更.....19           |
| ○広島市市営住宅使用料等の収納事務の委託.....14                                                                            | ○西風新都グリーンフォートそらの緑地協定<br>の認可.....19                                                                        |
| ○広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐<br>勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少<br>年ホームの使用料の収納事務の委託.....14                                 | ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店<br>舗の変更の届出.....19                                                                    |
| ○大芝公園ゴーカート使用料収納事務の委託.....14                                                                            | ○出納員の事務の一部委任及び解任.....20                                                                                   |
| ○広島市自転車等駐車場の駐車料金及び回数<br>駐車券の売りさばき代金の収納事務並びに<br>駐車料金の還付事務の委託 2件.....15                                  | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による医療扶助のための施術者の指定.....20           |
| ○広島市自転車等保管所における自転車等の<br>撤去・保管費用及び広島市自転車等保管所<br>に移動された自転車等駐車場内長期滞在自<br>転車等に係る未納の駐車料金の収納事務の<br>委託.....15 | ○自転車等の所有権の取得.....21                                                                                       |
| ○路上駐車場の休止.....15                                                                                       | ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店<br>舗の届出事項の変更の届出 3件.....21                                                            |
| ○子ども・子育て支援法第27条第1項の確<br>認.....15                                                                       | ○公共下水道の供用開始.....22                                                                                        |
| ○子ども・子育て支援法第29条第1項の確<br>認.....16                                                                       | ○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の<br>処理開始.....23                                                                       |
| ○国土調査法による地籍調査の本体事業の実<br>施.....16                                                                       | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による医療扶助のための施術者の廃止.....23           |
| ○国土調査法による地籍調査の数値情報化事<br>業の実施.....16                                                                    | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による医療扶助のための施術者の指定.....23           |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による医療扶助のための施術者の指定.....16        | ○出納員の事務の一部委任 2件.....23                                                                                    |
| ○大規模小売店舗立地法による大規模小売店<br>舗の新設の届出.....16                                                                 | ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰<br>国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人<br>等及び特定配偶者の自立の支援に関する法<br>律による医療扶助のための医療を担当する                 |
| ○広島市中央老人福祉センターの使用料の収<br>納事務の委託.....17                                                                  |                                                                                                           |
| ○家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手<br>数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手<br>数料及び農産物売払代金の収納事務の委託.....17                               |                                                                                                           |

|                                                                                       |    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 機関の指定の更新 2件                                                                           | 24 |
| ○路上駐車場の休止 2件                                                                          | 26 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定          | 26 |
| ○地方税法に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限の延長                         | 26 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定          | 27 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止          | 27 |
| ○広島市祇園町外二ヶ町土地改良区の定款変更の認可                                                              | 27 |
| ○自転車等の所有権の取得                                                                          | 27 |
| ○広島農業振興地域整備計画の変更                                                                      | 27 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の変更          | 27 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止               | 27 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定の更新 | 28 |
| ○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止                                                                | 28 |
| ○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止                                                  | 28 |
| ○地域包括支援センターの所在地の変更                                                                    | 28 |
| ○市営住宅の家賃の変更                                                                           | 28 |
| ○市営店舗の使用料の決定                                                                          | 30 |
| ○広島市内に所在する土地又は家屋に関する平成28年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期日の延長                               | 30 |
| ○広島市吉島老人いきいの家の使用料の収納事務の委託（中区）                                                         | 30 |
| ○広島市中区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（中区）                                                        | 30 |
| ○広島市吉島福祉センターの使用料の収納事                                                                  |    |

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 務の委託（中区）                                     | 30 |
| ○放置自転車等の撤去（中区） 3件                            | 30 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）                       | 31 |
| ○道路の区域変更（中区）                                 | 31 |
| ○道路の供用開始（中区）                                 | 31 |
| ○放置自転車等の撤去（中区） 5件                            | 31 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）                       | 32 |
| ○放置自転車等の撤去（中区） 2件                            | 32 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）                       | 32 |
| ○放置自転車等の撤去（中区）                               | 32 |
| ○区出納員の事務の一部委任（中区） 3件                         | 32 |
| ○放置自転車等の撤去（中区）                               | 33 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）                       | 33 |
| ○放置自転車等の撤去（中区）                               | 33 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）                       | 33 |
| ○放置自転車等の撤去（中区） 2件                            | 33 |
| ○長期間駐車されていた自転車の移動（中区）                        | 34 |
| ○道路の区域変更（中区）                                 | 34 |
| ○道路の供用開始（中区）                                 | 34 |
| ○広島市東区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）               | 34 |
| ○広島市温品福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）                 | 34 |
| ○広島市戸坂福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）                 | 34 |
| ○広島市中山福祉センターの使用料の収納事務の委託（東区）                 | 35 |
| ○新牛田公園照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（東区）                | 35 |
| ○道路区域外の敷地の廃止（東区） 2件                          | 35 |
| ○放置自転車の撤去（東区） 2件                             | 35 |
| ○区出納員の事務の一部委任（東区） 3件                         | 35 |
| ○放置自転車の撤去（東区） 2件                             | 36 |
| ○放置自転車等の撤去（東区） 2件                            | 36 |
| ○広島市東雲老人福祉センター及び広島市宇品老人いきいの家の使用料の収納事務の委託（南区） | 36 |
| ○広島市南区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（南区）               | 37 |
| ○広島市出島福祉センターの使用料の収納事務の委託（南区）                 | 37 |
| ○区出納員事務の一部委任（南区） 2件                          | 37 |
| ○放置自転車等の撤去（南区）                               | 37 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）                       | 37 |

|                                                  |    |
|--------------------------------------------------|----|
| ○放置自転車等の撤去（南区） 2件                                | 38 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）                           | 38 |
| ○放置自転車等の撤去（南区）                                   | 38 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）                           | 38 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（南区）                            | 38 |
| ○放置自転車等の撤去（南区） 2件                                | 38 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）                           | 38 |
| ○放置自転車等の撤去（南区）                                   | 38 |
| ○広島市草津老人いきいの家の使用料の収納事務の委託（西区）                    | 38 |
| ○広島市南観音老人福祉センターの使用料の収納事務の委託（西区）                  | 39 |
| ○西部埋立第五公園照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（西区）                 | 39 |
| ○竜王公園照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（西区）                     | 39 |
| ○広島市西区地域福祉センターの使用料収納事務の委託（西区）                    | 39 |
| ○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（西区）                        | 39 |
| ○放置自転車等の撤去（西区） 9件                                | 39 |
| ○広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐南区）               | 40 |
| ○広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐南区）                   | 40 |
| ○広島市伴福祉センターの使用料及びイベント広場照明点灯カード売払代金の収納事務の委託（安佐南区） | 41 |
| ○広島市佐東老人いきいの家の使用料の収納事務の委託（安佐南区）                  | 41 |
| ○広島市沼田老人いきいの家の使用料の収納事務の委託（安佐南区）                  | 41 |
| ○区出納員の事務の一部委任（安佐南区）                              | 41 |
| ○瀬戸内苑団地自治会の告示事項の変更（安佐南区）                         | 41 |
| ○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）                      | 41 |
| ○区出納員の事務の一部委任の解除（安佐南区）                           | 42 |
| ○区出納員の事務の一部委任（安佐南区）                              | 42 |
| ○若葉台町内会の告示事項の変更（安佐南区）                            | 42 |
| ○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（安佐南区）                      | 42 |
| ○イトーピア長楽寺町内会の告示事項の変更（安佐南区）                       | 42 |
| ○あさおか台自治会の告示事項の変更（安佐南区）                          | 42 |

|                                                                       |    |
|-----------------------------------------------------------------------|----|
| ○広島市安佐北区地域福祉センター及び広島市可部福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐北区）                       | 43 |
| ○広島市筒瀬福祉センターの使用料の収納事務の委託（安佐北区）                                        | 43 |
| ○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による電線共同溝を整備すべき道路の指定（安佐北区）                          | 43 |
| ○上町屋三区町内会の告示事項の変更（安佐北区）                                               | 43 |
| ○区出納員の事務の一部委任の解除（安佐北区）                                                | 43 |
| ○区出納員の事務の一部委任（安佐北区） 2件                                                | 44 |
| ○桐山自治会の告示事項の変更（安佐北区）                                                  | 44 |
| ○上町屋4区町内会の告示事項の変更（安佐北区）                                               | 45 |
| ○上中2区町内会の告示事項の変更（安佐北区）                                                | 45 |
| ○福原町内会の告示事項の変更（安佐北区）                                                  | 45 |
| ○道路の区域変更（安佐北区）                                                        | 45 |
| ○道路の供用開始（安佐北区）                                                        | 45 |
| ○本郷下自治会の告示事項の変更（安佐北区）                                                 | 46 |
| ○小河原団地自治会の告示事項の変更（安佐北区）                                               | 46 |
| ○荒下自治会の告示事項の変更（安佐北区）                                                  | 46 |
| ○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）                                              | 46 |
| ○放置自転車等の撤去（安佐北区）                                                      | 46 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）                                                | 46 |
| ○広島市安芸区地域福祉センター、広島市畑賀福祉センター、広島市阿戸福祉センター及び広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務の委託（安芸区） | 46 |
| ○広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務の委託（安芸区）                                         | 47 |
| ○広島市船越老人いきいの家鼓が浦荘及び広島市矢野老人いきいの家清風荘の使用料の収納事務の委託（安芸区）                   | 47 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区） 2件                                             | 47 |
| ○長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）                                                 | 47 |
| ○区出納員の事務の一部委任（安芸区） 2件                                                 | 47 |
| ○宮ノ下町内会の告示事項の変更（安芸区）                                                  | 48 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）                                                | 48 |
| ○区出納員の事務の一部委任（安芸区） 2件                                                 | 48 |

○地方自治法第252条の32第2項の規定  
に基づく告示.....62

## 条 例

### 広島市条例第35号

平成28年4月20日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 広島市市税条例の一部を改正する条例

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の次に次の1条を加える。

（法人の市民税の特定寄附金税額控除）

第10条の2 法人税法第121条第1項（同法第146条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている法人又は法附則第8条の2の2第3項の連結親法人若しくは同項の連結子法人（いずれも同条第10項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）が、平成32年3月31日までに、同条第1項に規定する認定地方公共団体に対して同項に規定する特定寄附金を支出した場合には、同条第7項又は第9項の規定するところにより、その控除すべき額を第48条第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第10条の2の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用する。

## 規 則

### 広島市規則第46号

平成28年4月27日

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

#### 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島市規則第132号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3項第2号」を「第4項第2号」に改める。

第4条第1項中「第6条」の右に「又は第10条第5項」を加える。

第5条第1項中「第7条第1項」の右に「又は第10条第6項」を加え、同条第2項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改め、同条第3項中「第7条第2項」の右に「又は第10条第7項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 契約規則第21条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。

第6条中「第6条」の右に「若しくは第10条第5項」を、「第7条第1項」の右に「若しくは第10条第6項」を加え、同条第3号中「公告」を「当該公告」に改める。

第7条第1項中「公告を」を「特例政令第6条若しくは第10条第5項の公告を」に改め、「第7条第1項」の右に「若しくは第10条第6項」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同条第4項中「第7条第2項」の右に「又は第10条第7項」を加える。

第9条第1号を次のように改める。

- (1) 特例政令第6条若しくは第10条第5項の公告又は特例政令第7条第1項若しくは第10条第6項の規定による公示をしなければならない事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、同条第2項第7号中「第6条」の右に「若しくは第10条第5項」を、「第7条第1項」の右に「若しくは第10条第6項」を加え、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（予定価格の決定方法）

第10条 特例政令第10条第1項の規定による入札に付する事項の予定価格は、契約規則第16条第1項の規定にかかわらず、当該入札に付する物品等又は役務の種類ごとの総価額を当該種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 広島市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年広島市規則第72号）の一部を次のように改正する。

別表第3物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の項中「第10条」を「第11条」に改める。

## 告 示

### 広島市告示第149号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき広島駅南口地下広場の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者

広島市南区松原町9番1号

広島駅南口開発株式会社

代表取締役 重藤 吉久

- 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~

## 広島市告示第150号

平成28年4月1日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

## 1 供用を開始する年月日

平成28年4月1日

## 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

| 汚水を排除し、及び処理する区域           | 排水処理施設の名称    |
|---------------------------|--------------|
| 安佐南区沼田町大字阿戸および沼田町大字吉山の各一部 | 戸山農業集落排水処理施設 |

## 広島市告示第151号

平成28年4月1日

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録すべき広島市内に所在する固定資産（土地、家屋及び償却資産）の平成28年度の価格等の全てを登録しました。

広島市長 松井 一 實

## 広島市告示第152号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市男女共同参画推進センター使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区白鳥北町18番2-601号

男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ  
理事長 信政 ちえ子

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第153号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区八丁堀2番31号

東宝ビル管理株式会社中国支社

支社長 長野 栄司

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第154号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市こども療育センター療育相談所及び広島市北部こども療育センター療育相談室の使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市東区光町二丁目15番55号

社会福祉法人広島市社会福祉事業団

代表者 理事長 松井 一實

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第155号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る証明書発行手数料の収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

## 委託先及び委託期間

## 1 委託先

東京都千代田区一番町25番地

地方公共団体情報システム機構

理事長 西尾 勝

## 2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第156号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市公民館使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第157号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市立中央図書館の複写手数料及び広島市こども図書館の複写手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第158号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき広島市西蟹屋プロムナードの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区南蟹屋二丁目3番1号

株式会社広島東洋カープ

代表取締役社長 松田 元

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第159号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市固形状一般廃棄物処分手数料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

別紙のとおり。

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

別紙 略

広島市告示第160号

平成28年4月1日

計量法（平成4年法律第51号）第19条に規定する特定計量器の定期検査を、次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 実施区域及び実施期日

(1) 非自動はかりでひょう量が2トン以下のもの、分銅及びおもり

安佐北区 平成28年5月9日から平成28年3月31日まで

安佐南区 平成28年7月4日から平成29年3月31日まで

佐伯区 平成28年10月3日から平成29年3月31日まで

西区 平成28年11月14日から平成29年3月31日まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 非自動はかりでひょう量が2トンを超えるもの

安佐北区、安佐南区、佐伯区及び西区 平成28年11月1日から平成29年3月31日まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

2 実施場所

特定計量器の所在場所

ただし、特段の理由がある場合にあっては、広島市指定定期検査機関が指定した場所とする。

3 定期検査を実施する者

広島市指定定期検査機関 一般社団法人広島県計量協会

広島市告示第161号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項の規定による指定定期検査機関が行う特定計量器定期検査に係る検査手数料収納業務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区丹那町4番12号

一般社団法人広島県計量協会

会長 山本 和彦

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第162号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西新天地公共広場の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

呉市中通一丁目3番16号

株式会社エムケイ興産

代表者 代表取締役 宮下 佳昌

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第163号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島広域公園の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

公益財団法人広島市スポーツ協会

代表者 会長 山根 恒弘

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第164号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島平和記念資料館の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区中島町1番2号

公益財団法人広島平和文化センター

理事長 小溝 泰義

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第165号

平成28年4月1日

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）第25条の2第2項の定めるところにより、指定代理納付者として次の者を指定しました。

広島市長 松 井 一 實

1 指定代理納付者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名 称 株式会社クレディセゾン  
代表者の氏名 代表取締役社長 林野 宏  
主たる事務所の所在地 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

(2) 名 称 株式会社中国しんきんカード  
代表者の名前 代表取締役社長 坪井 宏  
主たる事務所の所在地 広島市中区立町1番24号

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

広島市寄附金

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第166号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市永安館、広島市可部火葬場、広島市湯来火葬場、広島市五日市火葬場、広島市西風館及び広島市高天原納骨堂の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市西区已斐本町二丁目19番3号

ひろしま斎苑管理グループ

代 表 澤田 英治

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第167号

平成28年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成28年4月1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 福田 浩

住所 広島市中区堺町一丁目8番1-1302号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

広島市告示第168号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市営さん橋の係船料、入場料及び船舶給水施設使用料の徴収事務、広島市草津岸壁の係船料、荷さばき所使用料及び港湾施設用地使用料の徴収事務、広島港さん橋、似島さん橋及び似島学園前さん橋の定期券に係る入場料並びに広島港さん橋の定期券に係る駐車料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

代表者 理事長 三村 義雄

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第169号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市営さん橋及び広島港さん橋施設使用料徴収等事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市西区三條町一丁目1番1号

広島内外美装株式会社

代表取締役 梶谷 勲

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第170号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島港さん橋の入場料（定期券に係る入場料を除く。）の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区宇品海岸一丁目13番13号

宇品海運株式会社

代表取締役 塩本 廣文

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第171号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

項の規定に基づき、広島市青少年センターの施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第172号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市似島臨海少年自然の家の施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第173号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市三滝少年自然の家及び広島市グリーンスポーツセンターの施設及び附属設備の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

理事長 堀内 雅晴

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第174号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市留学生会館の使用料（交流施設に係る使用料に限る。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市南区松原町5番9号  
株式会社オオケン

代表者 代表取締役 大中 恒男

## 2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第175号

平成28年4月1日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、この農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第17条に規定する農業経営の状況を除く。）は、広島市経済観光局農林水産部農政課、安佐南区役所農林建設部農林課、安佐北区役所農林建設部農林課、安芸区役所農林建設部農林課及び佐伯区役所農林建設部農林課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

## 広島市告示第176号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市工業技術センターの使用料及び手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市西区草津新町一丁目21番35号  
公益財団法人広島市産業振興センター

代表者 理事長 皆本 也寸志

## 2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第177号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市交通科学館の手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市安佐南区長楽寺二丁目12番1号  
広島高速交通株式会社

代表取締役社長 濱本 康男

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第178号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市江波山気象館及び広島市郷土資料館の複写手数料に係る収納事務並びに広島城、広島市こども文化科学館及び広島市郷土資料館の刊行物売払収入に係る収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

理事長 堀内 雅晴

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第179号

平成28年4月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成28年4月1日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者                  | 事業所                                 |                    | サービスの種類 |
|----------------------|-------------------------------------|--------------------|---------|
|                      | 名称                                  | 所在地                |         |
| パナソニックエイジフリーサービス株式会社 | パナソニックエイジフリーケアセンター<br>広島中央・ケアマネジメント | 広島市南区出汐三丁目10番6号    | 居宅介護支援  |
| 第一ボデー株式会社            | ケアホーム 春想（きはるそう）居宅介護支援事業所            | 広島市西区山手町1番13号      | 居宅介護支援  |
| 社会福祉法人 IGL学園福祉会      | IGL居宅介護支援事業所<br>シャレー                | 広島市安佐南区上安六丁目31番2号  | 居宅介護支援  |
| 合同会社 TOSI 総合企画       | 居宅介護支援事業所こより<br>深川                  | 広島市安佐北区深川二丁目39番35号 | 居宅介護支援  |

## 広島市告示第180号

平成28年4月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその

効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成28年4月1日

広島市長 松 井 一 實

| 事業者<br>名称        | 事業所<br>名称 所在地       |                                | サービスの種類        |
|------------------|---------------------|--------------------------------|----------------|
|                  |                     |                                |                |
| 一般社団法人協働         | 訪問介護事業所テレサ          | 広島市中区富士見町11番6号エソール広島920        | 訪問介護           |
| 一般社団法人協働         | 訪問介護事業所テレサ          | 広島市中区富士見町11番6号エソール広島920        | 介護予防訪問介護       |
| 社会福祉法人I G L学園福祉会 | I G Lヘルパーステーションシャレー | 広島市安佐南区上安六丁目31番2号              | 訪問介護           |
| 社会福祉法人I G L学園福祉会 | I G Lヘルパーステーションシャレー | 広島市安佐南区上安六丁目31番2号              | 介護予防訪問介護       |
| 株式会社オージーロジテクノ    | オージー・コアラ広島          | 広島市佐伯区五日市駅前三丁目10番4号            | 訪問介護           |
| 医療法人社団仁鷹会        | たかの橋訪問看護ステーション      | 広島市中区国泰寺町二丁目4番21号たかの橋中央ビル301号室 | 介護予防訪問看護       |
| キャリアプラス株式会社      | プラス訪問看護ステーション       | 広島市南区宇品御幸三丁目7番40号第三佐伯ビル1階      | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |
| 株式会社不二ビルサービス     | 訪問看護ステーションふじ段原      | 広島市南区金屋町4番17号                  | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |
| ラディアント株式会社       | 訪問看護ステーションみどりい      | 広島市安佐南区緑井二丁目28番31-202号         | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |
| 日本サポートアットホーム株式会社 | リハビリ訪問看護ステーションサポート  | 広島市安佐南区伴東一丁目13番21号             | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |
| 医療法人光臨会          | デイサービスあらき           | 広島市西区庚午中二丁目11番15号              | 通所介護           |
| 医療法人光臨会          | デイサービスあらき           | 広島市西区庚午中二丁目11番15号              | 介護予防通所介護       |
| ヤマネホールディングス株式会社  | デイサービスきたえるーむ広島緑井    | 広島市安佐南区緑井二丁目27番4号              | 通所介護           |
| ヤマネホールディングス株式会社  | デイサービスきたえるーむ広島緑井    | 広島市安佐南区緑井二丁目27番4号              | 介護予防通所介護       |

|                      |                       |                    |                        |
|----------------------|-----------------------|--------------------|------------------------|
| 社会福祉法人I G L学園福祉会     | I G Lデイサービスシャレー       | 広島市安佐南区上安六丁目31番2号  | 通所介護                   |
| 社会福祉法人I G L学園福祉会     | I G Lデイサービスシャレー       | 広島市安佐南区上安六丁目31番2号  | 介護予防通所介護               |
| 株式会社ひまわり             | リハビリ型デイサービスはっぴいーふあみりー | 広島市安芸区中野二丁目18番8号   | 通所介護                   |
| 株式会社ひまわり             | リハビリ型デイサービスはっぴいーふあみりー | 広島市安芸区中野二丁目18番8号   | 介護予防通所介護               |
| 医療法人社団輔仁会            | ショートステイおおたがわ          | 広島市東区戸坂山根一丁目24番20号 | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 |
| 社会福祉法人I G L学園福祉会     | I G Lナーシングホームシャレー     | 広島市安佐南区上安六丁目31番2号  | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 |
| 社会福祉法人I G L学園福祉会     | I G Lショートステイシャレー      | 広島市安佐南区上安六丁目31番2号  | 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護 |
| パナソニックエイジフリーサービス株式会社 | パナソニックエイジフリーショップ広島中央  | 広島市南区出汐三丁目10番6号    | 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与     |
| パナソニックエイジフリーサービス株式会社 | パナソニックエイジフリーショップ広島中央  | 広島市南区出汐三丁目10番6号    | 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売 |

#### 広島市告示第181号

平成28年4月1日

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次に掲げる施設を指定介護老人福祉施設として指定したので、同法第93条第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成28年4月1日

広島市長 松 井 一 實

| 開設者<br>名称        | 施設<br>名称 所在地      |                   | サービスの種類  |
|------------------|-------------------|-------------------|----------|
|                  |                   |                   |          |
| 社会福祉法人I G L学園福祉会 | I G Lナーシングホームシャレー | 広島市安佐南区上安六丁目31番2号 | 介護老人福祉施設 |

#### 広島市告示第182号

平成28年4月1日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年広島市条例第64号）第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり平成28年度の賦課対象区域を告示します。

別紙 略

広島市長 松 井 一 實

## 広島市告示第183号

平成28年4月1日

広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年広島市条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、平成28年度広島市一般廃棄物処理実施計画（平成28年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画及び生活排水処理実施計画）を次のとおり告示する。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

## 広島市告示第184号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定に基づき、液状一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 三村 義雄

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 3 委託した区域

広島市の区域のうち、東区の福田町、福田一丁目、福田二丁目、福田三丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田六丁目、福田七丁目、福田八丁目、馬木町、馬木一丁目、馬木二丁目、馬木三丁目、馬木四丁目、馬木五丁目、馬木六丁目、馬木七丁目、馬木八丁目、馬木九丁目、温品町、温品一丁目、温品二丁目、温品三丁目、温品四丁目、温品五丁目、温品六丁目、温品七丁目、温品八丁目、上温品一丁目、上温品二丁目、上温品三丁目及び上温品四丁目並びに安芸区を除いた区域

## 広島市告示第185号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西部リサイクルプラザ及び広島市北部資源選別センターの固形状一般廃棄物再生処理手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 三村 義雄

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第186号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市玖谷埋立地管理事務所の固形状一般廃棄物処分手数料及び固形状一般廃棄物再生処理手数料並びに産業廃棄物の処分に要する費用の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 三村 義雄

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第187号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐南工場大型ごみ破碎処理施設の固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 三村 義雄

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第188号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市大型ごみ収集運搬手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託した者

(1) コンビニエンスストア

| 業者名                | 所在地                 | 代表者                   |
|--------------------|---------------------|-----------------------|
| (株)セブンーイレブン・ジャパン   | 東京都千代田区二番町8-8       | 代表取締役 井坂 隆一           |
| (株)ポプラ             | 広島市安佐北区安佐町大字久地665-1 | 代表取締役社長 目 黒 真司        |
| 山崎製パン(株)           | 東京都千代田区岩本町三丁目10-1   | ディリーヤマザキ事業統括本部長 島田 克哉 |
| (株)ローソン運営本部 中四国運営部 | 岡山県岡山市北区磨屋町10-12    | 運営統括 柴折 直人            |

|              |                 |              |
|--------------|-----------------|--------------|
| (株)サークルKサックス | 愛知県稲沢市天池五反田町1   | 代表取締役 竹内 修一  |
| (株)ファミリーマート  | 東京都豊島区東池袋三丁目1-1 | 代表取締役社長 中山 勇 |

## (2) スーパーマーケット

| 業者名                   | 所在地                 | 代表者           |
|-----------------------|---------------------|---------------|
| (株)イズミ                | 広島市東区二葉の里三丁目3-1     | 代表取締役 山西 泰明   |
| マックスバリュ西日本(株)         | 広島市南区段原南一丁目3-52     | 代表取締役 加栗 章男   |
| イオンリテール(株)<br>イオンみゆき店 | 広島市南区宇品御幸一丁目9-12    | 店長 上沖 敬子      |
| (株)スパーク               | 広島市西区商工センター二丁目17-37 | 代表取締役 長崎 清忠   |
| (株)広電ストア              | 広島市中区東千田町二丁目9-29    | 代表取締役 脇本 和男   |
| (株)フジ                 | 松山市宮西一丁目2-1         | 代表取締役 尾崎 英雄   |
| (株)藤三                 | 呉市広本町三丁目12-26       | 代表取締役 藤村 重造   |
| (株)万惣                 | 広島市佐伯区石内上一丁目8-1     | 代表取締役 山本 誠    |
| (株)ユアーズ               | 安芸郡海田町南堀川町4-11      | 代表取締役社長 根石 紀雄 |
| (株)フレスタ               | 広島市西区横川町三丁目2-36     | 代表取締役 宗兼 邦生   |
| (株)サンリブ               | 北九州市小倉南区上葛原二丁目14-1  | 代表取締役 佐藤 秀晴   |
| (株)Aコープ西日本            | 広島市西区草津港二丁目6-50     | 代表取締役社長 草場 浩  |
| (株)フジマート              | 廿日市市阿品台三丁目2-1       | 代表取締役 徳田 知浩   |
| (株)デイ・リンク             | 広島市中区吉島西一丁目14-6     | 代表取締役 川口 護    |

## (3) 地区商工会

| 業者名     | 所在地                | 代表者      |
|---------|--------------------|----------|
| 五日市商工会  | 広島市佐伯区五日市中央四丁目15-3 | 会長 藤田 博之 |
| 高陽町商工会  | 広島市安佐北区深川五丁目21-21  | 会長 大下 秀明 |
| 沼田町商工会  | 広島市安佐南伴東4-18-6     | 会長 田村 司  |
| 安古市町商工会 | 広島市安佐南区古市三丁目24-22  | 会長 杜師 章夫 |
| 広島安芸商工会 | 安芸郡海田町南つくも町5-15    | 会長 吉田 英二 |
| 広島東商工会  | 広島市安芸区中野五丁目20-3    | 会長 松島 洋一 |

## (4) 協同組合

| 業者名        | 所在地               | 代表者          |
|------------|-------------------|--------------|
| 生活協同組合ひろしま | 広島市西区草津港二丁目8-42   | 理事長 小泉 信司    |
| 広島市農業協同組合  | 広島市安佐南区中筋三丁目26-16 | 代表理事組合長 初田 清 |

## (5) 一般商店等

| 業者名 | 所在地 | 代表者 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

|                |                   |               |
|----------------|-------------------|---------------|
| 今井商店           | 広島市南区似島町家下401     | 今井 忠則         |
| (有)沖野商店        | 広島市南区似島町字家下甲1-1   | 代表取締役 沖野 敏範   |
| 沖野商店           | 広島市南区似島町字大黃2657-5 | 沖野 武志         |
| 向江薬店           | 広島市南区似島町字家下625-2  | 向江 洋子         |
| 山田商店           | 広島市南区似島町家下161-1   | 山田 義次         |
| 部村 豪           | 広島市南区宇品町金輪島359    | 部村 豪          |
| (株)マルシン小野本店    | 広島市中区舟入中町6-5      | 代表取締役社長 小野 陽久 |
| 合人社シティーサービス(株) | 広島市中区袋町4-31       | 代表取締役 福原 祥二   |

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第189号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市市営住宅使用料等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

代表者 理事長 三村 義雄

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第190号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中央勤労青少年ホーム、広島市安佐勤労青少年ホーム及び広島市佐伯勤労青少年ホームの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区加古町4番17号

公益財団法人広島市文化財団

代表者 理事長 堀内 雅晴

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第191号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、大芝公園ゴーカート使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者
- 所在地 広島市中区基町4番41号
- 名 称 公益財団法人広島市みどり生きもの協会
- 代表者 理事長 竹内 功
- 2 委託した期間
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第192号  
平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務並びに駐車料金の還付事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者
- 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号
- 一般財団法人広島市都市整備公社
- 理事長 三村 義雄
- 2 委託した期間
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第193号  
平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等駐車場の駐車料金及び回数駐車券の売りさばき代金の収納事務並びに駐車料金の還付事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者
- 広島市西区己斐本町二丁目19番3号
- 広島県ビルメンテナンス協同組合
- 理事長 澤田 英治
- 2 委託した期間
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第194号  
平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市自転車等保管所における自転車等の撤去・保管費用及び広島市自転車等保管所に移動された自転車等駐車場内長期滞在自転車等に係る未納の駐車料金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委託を受けた者
- 広島市中区西白島町23番9号
- 公益社団法人広島市シルバー人材センター
- 理事長 原田 耕二
- 2 委託した期間
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示第195号  
平成28年4月1日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 休止する駐車場及び期間

| 駐車場名          | 休止する日時                               |
|---------------|--------------------------------------|
| 広島市市営河原町第一駐車場 | 平成28年4月4日（月）午前8時から<br>同月12日（火）午後5時まで |
| 広島市市営舟入町第二駐車場 | 平成28年4月7日（木）午前8時から<br>同月12日（火）午後5時まで |

- 2 休止する理由
- G7外相会合の開催に伴う警備を実施するにあたり、当該駐車場が必要なため。

広島市告示第196号  
平成28年4月1日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認をしましたので、同法第41条第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 設置者の名称     | 施設の名称             | 施設の所在地            | 施設の種類       |
|------------|-------------------|-------------------|-------------|
| （福）広島常光福祉会 | サンヒルズ保育園          | 東区中山上一丁目23番1号     | 保育所         |
| （福）微妙福祉会   | 日出みみょう保育園         | 南区段原日出一丁目14番16号   | 保育所         |
| （学）青葉学園    | 認定こども園青葉幼稚園       | 南区堀越三丁目13番50号     | 幼稚園型認定こども園  |
| （福）永照福祉会   | 認可保育園ロータスプリスクール大芝 | 西区大芝二丁目1番3号       | 保育所         |
| （有）TEN     | わくわく保育園井口明神       | 西区井口明神二丁目1番17号    | 保育所         |
| （株）くうねあ    | くすの木保育園           | 安佐南区西原六丁目5番22号    | 保育所         |
| （学）藤本学園    | 河戸こども園            | 安佐北区亀山二丁目21番15号   | 幼保連携型認定こども園 |
| （株）TIC     | いつかいちちびっこの森保育園    | 佐伯区五日市駅前二丁目11番18号 | 保育所         |

確認年月日 平成28年4月1日

## 広島市告示第197号

平成28年4月1日

以下の者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の確認をしましたので、同法第53条第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者の名称     | 事業所の名称          | 事業所の所在地           | 事業の種類     |
|------------|-----------------|-------------------|-----------|
| (学) 安芸学園   | 安芸幼稚園付属保育園（A型）  | 南区比治山本町1番60号      | 小規模保育事業A型 |
| (学) ニチイ学館  | ニチイキッズ原南保育園（A型） | 安佐南区西原三丁目16番22号   | 小規模保育事業A型 |
| 山本 由里      | おうち保育すまいる（A型）   | 安芸区瀬野二丁目16番4-204号 | 小規模保育事業A型 |
| (株) ヤクルト山陽 | プティット矢野保育園（B型）  | 安芸区矢野西一丁目33番30号   | 小規模保育事業B型 |

確認年月日 平成28年4月1日

## 広島市告示第198号

平成28年4月4日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の本体事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 事業計画が公示された年月日  
平成28年4月4日
- 調査を実施する者の名称  
広島市
- 実施地域  
広島市佐伯区湯来町大字麦谷の一部、大字和田の一部、大字伏谷の一部、大字下の一部
- 実施期間  
平成28年4月4日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第199号

平成28年4月4日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の数値情報化事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 事業計画が公示された年月日  
平成28年4月4日
- 数値情報化を実施する者の名称

広島市

- 実施地域  
広島市佐伯区湯来町大字麦谷の一部、大字和田の一部
- 実施期間  
平成28年4月4日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第200号

平成28年4月5日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者   | 施術所     |                         | 業務の種類  | 指定年月日      |
|-------|---------|-------------------------|--------|------------|
|       | 名称      | 所在地<br>（出張專業の場合は施術者の住所） |        |            |
| 奥原多敬代 | まる鍼灸整骨院 | 広島市南区段原南一丁目10-12        | はり・きゅう | 平成28年3月22日 |

## 広島市告示第201号

平成28年4月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称（仮称）広島駅南口Cブロック第一種市街地再開発事業施設建築物
  - 所在地 広島市南区松原町4番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者  
広島駅南口Cブロック市街地再開発組合  
理事長 川崎 雅博  
広島市南区猿猴橋町2番3号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社エディオン  
代表取締役 久保 允誉  
広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
その他未定
- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成28年11月25日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
12,535平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数

| 位 置     | 収容台数 |
|---------|------|
| 建物5階～9階 | 194台 |

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

| 位 置  | 収容台数 |
|------|------|
| 建物1階 | 10台  |
| 建物2階 | 349台 |
| 合 計  | 359台 |

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

| 位 置             | 収容台数      |
|-----------------|-----------|
| 荷さばき施設1 建物内地下1階 | 809平方メートル |
| 荷さばき施設2 屋外敷地北側  | 49平方メートル  |
| 合 計             | 858平方メートル |

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 位 置              | 収容台数        |
|------------------|-------------|
| 廃棄物保管施設1 建物内地下1階 | 78.8立方メートル  |
| 廃棄物保管施設2 建物内地下1階 | 16.5立方メートル  |
| 廃棄物保管施設3 敷 地 北 側 | 28.4立方メートル  |
| 合 計              | 123.7立方メートル |

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業者      | 開店時刻               | 閉店時刻                 | 備考 |
|-----------|--------------------|----------------------|----|
| 株式会社エディオン | 午前6時               | 午後12時                |    |
| その他未定     | 午前6時<br>(コンビニ午前0時) | 午後12時<br>(コンビニ午後12時) |    |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 位 置     | 駐車可能時間帯       |
|---------|---------------|
| 建物5階～9階 | 午前0時から午後12時まで |

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数

| 位 置        | 出入口の数 |
|------------|-------|
| 建物北側（入口専用） | 1か所   |
| 建物北側（出口専用） | 1か所   |
| 合 計        | 2か所   |

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 位 置             | 荷さばき可能時間帯     |
|-----------------|---------------|
| 荷さばき施設1 建物内地下1階 | 午前0時から午後12時まで |
| 荷さばき施設2 屋外敷地北側  | 午前0時から午後12時まで |

## 8 届出年月日

平成28年3月24日

## 9 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所市民部市政調整課

## 10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

## (1) 縦覧期間

平成28年4月7日から同年8月8日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

## (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

## 12 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限 平成28年8月8日

## (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

## 広島市告示第203号

平成28年4月8日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中央老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号

池袋I S P タマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表者 代表理事 藤田 徹

## 2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第204号

平成28年4月8日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜人工授精料、家畜繁殖障害除去診療手数料、家畜無血去勢手数料、家畜除角手数料及び農産物売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市安佐北区深川八丁目30番12号

公益財団法人広島市農林水産振興センター

代表者 理事長 棚田 展義

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第205号

平成28年4月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、企画総務局公文書館出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委任を受けた分任出納員

企画総務局東京事務所

次長 稲田 照彰

## 2 委任した事務

刊行物の売払代金の収納（東京事務所における収納に限る。）

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示第206号

平成28年4月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名 称       | 所在地                   | 廃止年月日      |
|-----------|-----------------------|------------|
| エース薬局     | 広島市中区大手町五丁目5-23       | 平成28年3月31日 |
| ティーエム薬局   | 広島市中区舟入本町13-22 山田ビル1F | 平成28年3月31日 |
| 土方外科医院    | 広島市東区矢賀新町四丁目5-31      | 平成28年3月31日 |
| 大州内科小児科医院 | 広島市南区大州三丁目9-21        | 平成28年3月26日 |
| 松尾内科医院    | 広島市南区西荒神町1-37         | 平成28年4月30日 |
| 安達歯科医院    | 広島市佐伯区楽々園三丁目2-16      | 平成28年4月1日  |

## 広島市告示第207号

平成28年4月12日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30

号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名 称                    | 所在地                | 指定年月日<br>指定有効期限         |
|------------------------|--------------------|-------------------------|
| えのまち歯科クリニック            | 広島市中区榎町7-1         | 平成28年4月1日<br>平成34年3月31日 |
| おおにしこどもクリニック           | 広島市東区戸坂千足二丁目9-13   | 平成28年4月1日<br>平成34年3月31日 |
| のぞみ整形外科<br>スタジアム前クリニック | 広島市南区西蟹屋四丁目8-35    | 平成28年4月1日<br>平成34年4月10日 |
| かなえ薬局 スタジアム前           | 広島市南区西蟹屋四丁目8-31    | 平成28年4月1日<br>平成34年3月31日 |
| 訪問看護ステーションなだの郷         | 広島市南区青崎二丁目10-26    | 平成28年3月1日<br>平成33年8月31日 |
| ウォンツ井口明神薬局             | 広島市西区井口明神一丁目1-10   | 平成28年4月1日<br>平成34年3月31日 |
| こころ衣笠歯科医院              | 広島市安佐南区伴南四丁目3-30-2 | 平成28年2月1日<br>平成34年1月31日 |
| すずらん薬局 上安店             | 広島市安佐南区上安二丁目29-11  | 平成28年4月1日<br>平成34年3月31日 |

## 広島市告示第208号

平成28年4月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名 称                           | 所在地              | 変更年月日      |
|-------------------------------|------------------|------------|
| (旧) せのお循環器内科・心臓血管外科           | 広島市安佐南区西原七丁目8-38 | 平成28年2月25日 |
| (新) 医療法人広島ハートセンター 広島心臓血管クリニック |                  |            |

広島市告示第209号  
平成28年4月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名 称       | 所在地              | 辞退年月日      |
|-----------|------------------|------------|
| この歯科・矯正歯科 | 広島市安芸区矢野東四丁目4-27 | 平成28年5月1日  |
| 水戸薬局      | 広島市佐伯区八幡一丁目24-17 | 平成28年3月15日 |

広島市告示第210号  
平成28年4月13日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者  | 施術所           |                                   | 業務の種類 | 変更年月日     |
|------|---------------|-----------------------------------|-------|-----------|
|      | 名称            | 所在地                               |       |           |
| 永元健也 | だいきく接骨鍼灸院可部南院 | (旧) 広島市安佐北区可部南一丁目8-44サニーコーポ武田Ⅱ 1F | 柔道整復  | 平成28年3月1日 |
|      |               | (新) 広島市安佐北区可部南四丁目26-1中本ビル1階       |       |           |
| 中原宥子 | だいきく接骨鍼灸院可部南院 | (旧) 広島市安佐北区可部南一丁目8-44サニーコーポ武田Ⅱ 1F | はりきゅう | 平成28年3月1日 |
|      |               | (新) 広島市安佐北区可部南四丁目26-1中本ビル1階       |       |           |

広島市告示第211号  
平成28年4月13日

平成28年3月28日付けで認可申請のあった西風新都グリーンフォートそらの緑地協定について、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第47条第1項の規定により認可したので、同法第47条第2項の規定により公告し、縦覧に供します。

- 広島市長 松井 一 實
- 緑地協定の名称  
西風新都グリーンフォートそらの緑地協定
  - 緑地協定の区域  
広島市佐伯区石内東二丁目の一部  
(緑地協定書添付図面のとおり)
  - 緑地協定の縦覧場所  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局緑化推進部緑政課

広島市告示第212号  
平成28年4月15日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名 称 洋服の青山広島緑井店
  - 所在地 広島市安佐南区緑井六丁目2018番地
- 大規模小売店舗を設置する者  
青山商事株式会社  
代表取締役 青山 理  
広島県福山市王子町一丁目3番5号
- 変更事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

|       |      |
|-------|------|
| 開店時刻  | 閉店時刻 |
| 午前10時 | 午後8時 |

  
(変更後)

|       |       |
|-------|-------|
| 開店時刻  | 閉店時刻  |
| 午前10時 | 午後10時 |
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで  
(変更後) 午前9時30分から午後10時30分まで
- 変更年月日  
平成28年4月16日
- 上記3の変更に係るもの以外の事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業者     |            | 住 所              |
|----------|------------|------------------|
| 名称       | 代表者        |                  |
| 青山商事株式会社 | 代表取締役 青山 理 | 広島県福山市王子町一丁目3番5号 |

|        |             |                |
|--------|-------------|----------------|
| 株式会社ゲオ | 代表取締役 吉川 恭史 | 名古屋市中区富士見町8番8号 |
|--------|-------------|----------------|

## (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,796平方メートル

## (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## ア 駐車場の位置及び収容台数

| 駐車場No. | 位 置      | 収容台数 |
|--------|----------|------|
| 1      | 北側小売店舗周辺 | 31台  |
| 2      | 南側小売店舗周辺 | 34台  |
| 3      | 南側飲食店舗北側 | 10台  |
| 4      | 南側飲食店舗西側 | 6台   |
| 合 計    |          | 81台  |
| 届出台数   |          | 66台  |

※ 合計台数81台のうち、66台を来客用届出台数とする（従業員用駐車場として15台を確保）。

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

| 駐輪場No. | 位 置       | 収容台数 |
|--------|-----------|------|
| 1      | 南側小売店舗南東側 | 4台   |
| 2      | 南側飲食店舗南東側 | 5台   |
| 合 計    |           | 9台   |

## ウ 荷さばき施設の位置及び面積

| 荷さばき施設No. | 位 置       | 収容台数     |
|-----------|-----------|----------|
| 1         | 北側小売店舗南東側 | 21平方メートル |
| 2         | 南側小売店舗北東側 | 21平方メートル |
| 合 計       |           | 42平方メートル |

## エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

| 廃棄物保管庫No. | 位 置       | 収容台数       |
|-----------|-----------|------------|
| 1         | 北側小売店舗北東側 | 2.3立方メートル  |
| 2         | 南側小売店舗北東側 | 0.65立方メートル |
| 合 計       |           | 2.95立方メートル |

## (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## ア 駐車場の自動車の出入口の数

| 駐車場No.      | 出入口の数 |
|-------------|-------|
| No. 1～No. 3 | 3か所   |
| No. 4       | 1か所   |
| 合計          | 4か所   |

## イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

## 6 届出年月日

平成28年4月6日

## 7 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目3番14号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課

## 8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

## (1) 縦覧期間

平成28年4月15日から同年8月15日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

## (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

## 10 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限 平成28年8月15日

## (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

~~~~~  
広島市告示第213号

平成28年4月18日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、健康福祉局保健部動物管理センター出納員の事務の一部を次のとおり委任及び解任をしたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員及び委任年月日  
広島市健康福祉局保健部動物管理センター  
獣医師 堀 敬太  
平成28年4月1日
- 2 解任を受けた分任出納員及び解任年月日  
健康福祉局保健部動物管理センター  
専門員 森田 不二子  
狂犬病予防指導員 利田 堯史  
狂犬病予防指導員 柴崎 文男  
狂犬病予防指導員 平野 健  
狂犬病予防指導員 波多野 弘之  
狂犬病予防指導員 松村 義彦  
平成28年3月31日

## 3 委任又は解任した事務

広島市衛生関係手数料条例（平成12年広島市条例第22号）第2条に規定する手数料（動物管理センターの所掌事務に係るものに限る。）の収納

~~~~~  
広島市告示第214号

平成28年4月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 施術者  | 施術所      |                         | 業務の種類  | 指定年月日      |
|------|----------|-------------------------|--------|------------|
|      | 名称       | 所在地<br>（出張專業の場合は施術者の住所） |        |            |
| 池田英寛 | あやめ鍼灸整骨院 | 広島市中区羽衣町8-21-1          | 柔道整復   | 平成28年3月28日 |
| 池田英寛 | あやめ鍼灸整骨院 | 広島市中区羽衣町8-21-1          | はり・きゅう | 平成28年3月28日 |
| 齊藤昭典 | さいとう鍼灸院  | 広島市佐伯区五日市三丁目3-20        | はり・きゅう | 平成28年4月6日  |

~~~~~  
**広島市告示第215号**

平成28年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示第216号**

平成28年4月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

- (1) 名 称 フォレオ広島東  
(2) 所在地 広島市東区温品一丁目1121番地1ほか

**2 大規模小売店舗を設置する者**

大和ハウス工業株式会社  
代表取締役 大野 直竹  
大阪市北区梅田三丁目3番5号

**3 変更事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）別紙1のとおり  
（変更後）別紙2のとおり

**4 変更年月日**

別紙1及び別紙2のとおり

**5 届出年月日**

平成28年3月25日

**6 届出書の縦覧場所**

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課  
(2) 広島市東区東蟹屋町9番38号  
広島市東区役所市民部政調整課

**7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯**

- (1) 縦覧期間  
平成28年4月19日から同年8月19日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

**8 意見書の提出**

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

**9 意見書の提出期限及び提出先**

- (1) 提出期限 平成28年8月19日  
(2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙1及び別紙2 略

~~~~~  
**広島市告示第217号**

平成28年4月19日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

- (1) 名 称 広島本通共同ビル・広島新天地共同ビル  
(2) 所在地 広島市中区本通10番1号、広島市中区新天地2番1号ほか

**2 大規模小売店舗を設置する者**

広島本通共同ビル所有者協議会 管理者 仁田 吉彦  
広島県安芸郡府中町大須二丁目1番1号キリンビール株式会社中国支社内  
広島新天地共同ビル所有者協議会 理事長 長尾 吉将  
広島市中区小町2番30号 第二有楽ビル内

**3 変更事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(変更前) 別紙1のとおり<br/>(変更後) 別紙2のとおり</p> <p>4 変更年月日<br/>別紙1及び別紙2のとおり</p> <p>5 届出年月日<br/>平成28年3月28日</p> <p>6 届出書の縦覧場所<br/>(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br/>広島市経済観光局産業振興部商業振興課<br/>(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号<br/>広島市中区役所市民部政調整課</p> <p>7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯<br/>(1) 縦覧期間<br/>平成28年4月19日から同年8月19日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。<br/>(2) 縦覧のできる時間帯<br/>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>8 意見書の提出<br/>大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。</p> <p>9 意見書の提出期限及び提出先<br/>(1) 提出期限 平成28年8月19日<br/>(2) 提出先<br/>〒730-8586<br/>広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br/>広島市経済観光局産業振興部商業振興課</p> <p>別紙1及び別紙2 略</p> | <p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名<br/>(変更前) 別紙1のとおり<br/>(変更後) 別紙2のとおり</p> <p>4 変更年月日<br/>別紙1及び別紙2のとおり</p> <p>5 届出年月日<br/>平成28年4月1日</p> <p>6 届出書の縦覧場所<br/>(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br/>広島市経済観光局産業振興部商業振興課<br/>(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号<br/>広島市西区役所市民部政調整課</p> <p>7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯<br/>(1) 縦覧期間<br/>平成28年4月19日から同年8月19日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。<br/>(2) 縦覧のできる時間帯<br/>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>8 意見書の提出<br/>大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。</p> <p>9 意見書の提出期限及び提出先<br/>(1) 提出期限 平成28年8月19日<br/>(2) 提出先<br/>〒730-8586<br/>広島市中区国泰寺町一丁目6番34号<br/>広島市経済観光局産業振興部商業振興課</p> <p>別紙1及び別紙2 略</p> |
| <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;"><b>広島市告示第218号</b><br/>平成28年4月19日</p> <p>大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松 井 一 實</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地<br/>(1) 名 称 広島フェスティバル・アウトレット・マリーナホップ<br/>(2) 所在地 広島市西区観音新町四丁目2874番94ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者<br/>株式会社広島まちづくりファンド<br/>代表取締役 杉川 聡<br/>広島市中区大手町五丁目3番12号</p> <p>3 変更事項</p>                                                                                                                                                                                                          | <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;"><b>広島市告示第219号</b><br/>平成28年4月20日</p> <p>公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。</p> <p>なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。</p> <p style="text-align: right;">広島市長 松 井 一 實</p> <p>1 供用を開始する年月日<br/>平成28年4月20日</p> <p>2 下水を排除する区域及び排水施設の方式<br/>別紙のとおり。</p> <p>3 供用を開始する排水施設の位置<br/>下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面の<br/>とおり。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

(別紙)

| 区分        | 下水を排除する区域 |                                  | 排水施設<br>の方式 |
|-----------|-----------|----------------------------------|-------------|
|           | 区名        | 町名                               |             |
| 汚水及び雨水を排除 | 東区        | 福田四丁目の一部                         | 分流式         |
|           | 安芸区       | 矢野町の一部                           |             |
| 汚水を排除     | 安佐南区      | 八木一丁目、上安六丁目、伴東三丁目、伴東七丁目及び上安町の各一部 |             |
|           | 安佐北区      | 可部九丁目及び安佐町大字上原の各一部               |             |
|           | 安芸区       | 中野二丁目、畑賀一丁目及び畑賀町の各一部             |             |
|           | 佐伯区       | 八幡東二丁目及び五日市一丁目の各一部               |             |

~~~~~

**広島市告示第220号**  
平成28年4月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 下水の処理を開始する年月日  
平成28年4月20日
- 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。

(別紙)

| 下水を処理する区域 |                                  | 終末処理場の<br>位置及び名称                        |
|-----------|----------------------------------|-----------------------------------------|
| 区名        | 町名                               |                                         |
| 東区        | 福田四丁目の一部                         | 位置：広島市西区扇一丁目1番1号<br>名称：広島市西部水資源再生センター   |
| 安佐南区      | 八木一丁目、上安六丁目、伴東三丁目、伴東七丁目及び上安町の各一部 |                                         |
| 安佐北区      | 可部九丁目及び安佐町大字上原の各一部               |                                         |
| 佐伯区       | 八幡東二丁目及び五日市一丁目の各一部               |                                         |
| 安芸区       | 中野二丁目、畑賀一丁目、矢野町及び畑賀町の各一部         | 位置：広島市南区向洋沖町1番1号<br>名称：太田川流域下水道東部浄化センター |

~~~~~

**広島市告示第221号**  
平成28年4月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者 | 施術所                       |                       | 業務の種類 | 廃止年月日      |
|-----|---------------------------|-----------------------|-------|------------|
|     | 名称                        | 所在地                   |       |            |
| 宮城徹 | MSH医療専門学校付属治療院 てんまスポーツ整骨院 | 広島市西区天満町6-12岩崎ビル106号室 | 柔道整復  | 平成28年3月31日 |

~~~~~

**広島市告示第222号**  
平成28年4月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 施術者   | 施術所                       |                               | 業務の種類     | 指定年月日      |
|-------|---------------------------|-------------------------------|-----------|------------|
|       | 名称                        | 所在地<br>(出張專業の場合は<br>施術者の住所)   |           |            |
| 金谷美由紀 | からだ元氣治療院<br>広島南中店 鍼灸マッサージ | 広島市南区翠五丁目7-5                  | あん摩・マッサージ | 平成28年4月1日  |
| 小串寿美恵 | クレアーレ八幡はり・きゅう整骨院          | 広島市佐伯区八幡四丁目9-9                | はり・きゅう    | 平成28年4月1日  |
| 寺本彩乃  | こころ安佐南鍼灸治療院               | 広島市安佐南区大町東三丁目24-7コスモハイツシバタⅡ2階 | はり・きゅう    | 平成28年4月11日 |

~~~~~

**広島市告示第223号**  
平成28年4月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、市民局人権啓発部人権啓発課出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委任を受けた分任出納員  
東地域交流センター  
館長 友廣 晴光

- 2 委任した事務  
地域交流センター使用料の収納  
地域交流センター文書等複写代金の収納
- 3 委任年月日  
平成28年4月1日
- 4 委任期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- ~~~~~
- 広島市告示第224号**  
平成28年4月20日
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局東部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 委任を受けた分任出納員  
戸坂連絡所  
主任 繁本 直子  
主任 吉良 典子
- 2 委任した事務  
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 3 委任年月日  
平成28年4月1日
- 4 委任期間  
平成28年4月1日から平成28年6月30日まで
- ~~~~~
- 広島市告示第225号**  
平成28年4月20日
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 名称                      | 所在地             | 指定年月日     | 指定有効期限     |
|-------------------------|-----------------|-----------|------------|
| 国家公務員共済組合連合会広島記念診療所     | 広島市中区十日市町一丁目6-8 | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 一般財団法人広島県環境保健協会 健康クリニック | 広島市中区広瀬北町9-1    | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 医療法人土本病院                | 広島市中区橋本町4-7     | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 医療法人灰塚医院                | 広島市中区基町18-4-4   | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |

|                        |                              |           |            |
|------------------------|------------------------------|-----------|------------|
| 有限会社デポ薬局支店 ナカ薬局        | 広島市中区富士見町12-15（原野ビル1F）       | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| ドラッグプラスアルファ薬局          | 広島市中区基町6-78NTTクレド基町ビルバセーラB1F | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| たかの橋訪問看護ステーション         | 広島市中区国泰寺町二丁目4-21-301         | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 医療法人社団松原クリニックまつばらクリニック | 広島市東区温品七丁目11-35              | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 津谷内科呼吸器科クリニック          | 広島市東区牛田早稲田一丁目6-3             | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 康仁薬局 グランアーク店           | 広島市東区若草町11-2グランアークテラス3F      | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 星野外科クリニック              | 広島市南区宇品神田一丁目4-9              | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 医療法人社団たねもり内科クリニック      | 広島市南区上東雲町26-17               | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 医療法人社団田中眼科医院           | 広島市南区翠一丁目3-15                | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 高橋内科                   | 広島市南区猿猴橋町2-11                | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 松浦内科医院                 | 広島市南区翠三丁目18-6                | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| (有)旭ゆめ薬局               | 広島市南区旭二丁目4-3                 | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 緑風会薬局                  | 広島市南区出汐一丁目4-3                | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| (有)竹田薬局 バス通り店          | 広島市南区東雲本町一丁目12-6 103         | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 広島パークヒル病院              | 広島市西区田方二丁目16-45              | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 医療法人篠原医院               | 広島市西区井口三丁目6-35               | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 医療法人社団光仁会 梶川病院         | 広島市西区天満町8-7                  | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 古江ステーション薬局             | 広島市西区古江新町2-12安道ビル1F          | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 古江調剤薬局                 | 広島市西区古江西町22-10               | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 有限会社テツムラ漢方薬局           | 広島市西区天満町9-15                 | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 鈴が台薬局                  | 広島市西区井口鈴が台三丁目5-20            | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 医療法人社団恵愛会 安佐病院         | 広島市安佐南区八木五丁目15-1             | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 福井内科医院                 | 広島市安佐南区長楽寺二丁目13-26           | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |

|                          |                                 |               |                |
|--------------------------|---------------------------------|---------------|----------------|
| 医療法人あすか<br>高橋内科小児<br>科医院 | 広島市安佐南区<br>緑井二丁目12<br>-25       | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 谷川脳神経外科                  | 広島市安佐南区<br>相田一丁目3-<br>16        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 医療法人社団恵<br>愛会 安佐病院       | 広島市安佐南区<br>八木五丁目15<br>-1        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| にいたに歯科医<br>院             | 広島市安佐南区<br>緑井三丁目12<br>-14       | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| まえだ薬局西原<br>店             | 広島市安佐南区<br>西原一丁目25<br>-39-4     | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 医療法人社団杉<br>野小児科医院        | 広島市安佐北区<br>亀山二丁目8-<br>26        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 医療法人社団し<br>みずクリニック       | 広島市安佐北区<br>白木町小越19<br>3         | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 医療法人敬愛会<br>沖野医院          | 広島市安佐北区<br>可部六丁目5-<br>9         | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| やまもと歯科医<br>院             | 広島市安佐北区<br>落合南四丁目1<br>-3        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 有限会社富士薬<br>局             | 広島市安芸区中<br>野五丁目17-<br>15        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| くるみ薬局                    | 広島市安芸区矢<br>野西四丁目10<br>-18       | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 康仁薬局 矢野<br>店             | 広島市安芸区矢<br>野西四丁目1-<br>21        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 医療法人崇光会<br>山村整形外科        | 広島市佐伯区八<br>幡東四丁目21<br>-8        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 三上整形外科医<br>院             | 広島市佐伯区八<br>幡二丁目25-<br>23        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 井藤矯正歯科                   | 広島市佐伯区五<br>日市駅前二丁目<br>11-12-201 | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| かもめ薬局                    | 広島市佐伯区五<br>日市七丁目8-<br>38        | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |

~~~~~

**広島市告示第226号**

平成28年4月20日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 名称                | 所在地                                    | 指定年月日         | 指定有効期限         |
|-------------------|----------------------------------------|---------------|----------------|
| 茶幡皮膚科泌尿<br>器科医院   | 広島市中区羽衣<br>町13-4                       | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 清水内科・消化<br>器科     | 広島市中区富士<br>見町12-17                     | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| バスセンター佐<br>々木内科   | 広島市中区基町<br>6-27広島セ<br>ンタービル8F          | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| こうざい歯科医<br>院      | 広島市中区光南<br>二丁目10-1                     | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 鳴戸歯科医院            | 広島市中区橋本<br>町5-12                       | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 八丁堀歯科医院           | 広島市中区八丁<br>堀3-8白峯ビ<br>ル4F              | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| なかむら歯科ク<br>リニック   | 広島市中区上八<br>丁堀4-27上<br>八丁堀ビル1F          | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| おぎき歯科医院           | 広島市中区白鳥<br>九軒町14-5<br>-204             | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 河村歯科医院            | 広島市中区昭和<br>町4-22-201                   | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 荒谷歯科医院            | 広島市中区大手<br>町二丁目5-6                     | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| おか内科循環器<br>科      | 広島市東区光町<br>二丁目4-6                      | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| リバーサイド内<br>科クリニック | 広島市東区牛田<br>南一丁目7-8                     | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 土井皮ふ科クリ<br>ニック    | 広島市東区牛田<br>中一丁目1-2<br>5                | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 松野クリニック           | 広島市東区中山<br>東二丁目2-2<br>3                | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 歯科おかもと医<br>院      | 広島市東区牛田<br>新町四丁目18<br>-2               | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 小松歯科医院            | 広島市東区戸坂<br>山崎町1-6                      | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| ファミリー歯科           | 広島市東区戸坂<br>中町1-6                       | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| フォレオ歯科医<br>院      | 広島市東区温品<br>一丁目3-2フ<br>ォレオ広島東B<br>棟2F   | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 花田内科              | 広島市南区松川<br>町3-28                       | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 森下クリニック           | 広島市西区三滝<br>本町二丁目7-<br>16-101           | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| ドーン歯科クリ<br>ニック    | 広島市西区三篠<br>三丁目10-9                     | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |
| 三宅歯科医院            | 広島市西区草津<br>港一丁目8-1<br>中央卸売市場関<br>連棟112 | 平成28年4<br>月1日 | 平成34年3<br>月31日 |

|                 |                          |           |            |
|-----------------|--------------------------|-----------|------------|
| マエダ歯科医院         | 広島市西区天満町7-22             | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 杉原歯科医院          | 広島市西区庚午中三丁目5-20          | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| よこがわ歯科          | 広島市西区横川町三丁目2-29横川駅NKビル3F | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| 八谷歯科クリニック       | 広島市安佐南区八木八丁目11-17        | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| はまもと歯科医院        | 広島市安佐南区東野二丁目11-29        | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| はしもと内科・胃腸科・泌尿器科 | 広島市安佐北区深川五丁目23-1         | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |
| すみいクリニック        | 広島市佐伯区五日市駅前三丁目4-21       | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |

**広島市告示第227号**

平成28年4月20日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

**1 休止する駐車場、区画数及び期間**

| 駐車場名          | 区画数 | 休止する日時                      |
|---------------|-----|-----------------------------|
| 広島市市営中島町第二駐車場 | 5区画 | 平成28年4月22日（金）午前8時から同日午後5時まで |

**2 休止する理由**

中島町第二駐車場地先の水中ポンプ制御盤改修工事に際し、クレーン等を設置する必要があるが、作業期間中当該駐車場（No.1～No.5までの5区画）への車両の出入庫が困難になるため。

**広島市告示第228号**

平成28年4月20日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

**1 休止する駐車場、区画及び日時**

| 駐車場名           | 区画数  | 日 時                                       |
|----------------|------|-------------------------------------------|
| 広島市市営富士見町第五駐車場 | 26区画 | 平成28年4月30日（土）午後3時から<br>平成28年5月6日（金）午前8時まで |
| 広島市市営富士見町第六駐車場 | 39区画 |                                           |

|                |      |                                           |
|----------------|------|-------------------------------------------|
| 広島市市営中島町第一駐車場  | 19区画 | 平成28年4月30日（土）午前9時から<br>平成28年5月6日（金）午後1時まで |
| 広島市市営中島町第二駐車場  | 23区画 |                                           |
| 広島市市営大手町第一駐車場  | 17区画 |                                           |
| 広島市市営富士見町第四駐車場 | 29区画 |                                           |
| 広島市市営小町第二駐車場   | 34区画 |                                           |

**2 休止する理由**

2016ひろしまフラワーフェスティバルの開催に伴い、当該駐車場が会場として使用されるため。

**広島市告示第229号**

平成28年4月22日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 施術者  | 施術所     |                         | 業務の種類     | 指定年月日     |
|------|---------|-------------------------|-----------|-----------|
|      | 名称      | 所在地<br>（出張専業の場合は施術者の住所） |           |           |
| 春田俊彦 | 一（出張専業） | 広島市中区千田町三丁目6-12-101     | あん摩・マッサージ | 平成28年4月1日 |
| 春田俊彦 | 一（出張専業） | 広島市中区千田町三丁目6-12-101     | はり・きゅう    | 平成28年4月1日 |
| 村田修  | 一（出張専業） | 広島市安佐南区東原二丁目14-6-102    | あん摩・マッサージ | 平成28年4月1日 |

**広島市告示第230号**

平成28年4月22日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は同条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等に係るもので、その期限が平成28年4月14日以降に到来するものについては、その期限を別途広島市告示で定める期日まで延長する。

広島市長 松 井 一 實

## 指 定 地 域

熊本県

## 広島市告示第231号

平成28年4月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 施術者     | 施術所                                |                                         | 業務の種類         | 指定年月日          |
|---------|------------------------------------|-----------------------------------------|---------------|----------------|
|         | 名称                                 | 所在地<br>（出張專業の場合<br>は施術者の住所）             |               |                |
| 津島<br>武 | さんらい<br>ずれっと<br>マッサー<br>ジ院 安<br>佐南 | 広島市安佐南区祇<br>園一丁目24-1<br>4アーバン田部1<br>04号 | あん摩・マ<br>ッサージ | 平成28年<br>4月12日 |

## 広島市告示第232号

平成28年4月25日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 施術者       | 施術所                                |                                         | 業務の種類         | 廃止年月日          |
|-----------|------------------------------------|-----------------------------------------|---------------|----------------|
|           | 名称                                 | 所在地                                     |               |                |
| 多知川<br>慎二 | さんらい<br>ずれっと<br>マッサー<br>ジ院 安<br>佐南 | 広島市安佐南区祇<br>園一丁目24-1<br>4アーバン田部1<br>04号 | あん摩・マ<br>ッサージ | 平成28年<br>4月12日 |

## 広島市告示第233号

平成28年4月25日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、広島市祇園町外二ヶ町土地改良区の定款変更を平成28年4月25日認可したので、同法第30条第3項の規定により公告します。

広島市長 松 井 一 實

## 広島市告示第234号

平成28年4月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

## 広島市告示第235号

平成28年4月26日

広島農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告します。

なお、変更後の広島農業振興地域整備計画書又はその写しは、広島市経済観光局農林水産部農政課及び安佐北区役所農林建設部農林課において、下記のとおり一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

## 記

## 縦覧日及び縦覧時間

日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月6日及び12月29日から同月31日までを除き毎日午前8時30分から午後5時まで

## 広島市告示第236号

平成28年4月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 施術者                   | 施術所                         |                      | 業務の種類      | 変更年月日         |
|-----------------------|-----------------------------|----------------------|------------|---------------|
|                       | 名称                          | 所在地                  |            |               |
| 米田<br>佳奈恵<br>文田<br>早織 | （旧）ゆ<br>たか鍼灸<br>整骨院         | 広島市西区中広町<br>二丁目20-10 | はり・きゅ<br>う | 平成28年<br>5月1日 |
|                       | （新）は<br>びねす鍼<br>灸整骨院<br>中広店 |                      |            |               |

## 広島市告示第237号

平成28年4月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名称                 | 所在地             | 休止年月日     |
|--------------------|-----------------|-----------|
| 医療法人社団恵愛会<br>三篠診療所 | 広島市西区三篠町二丁目6-19 | 平成24年7月1日 |

~~~~~  
**広島市告示第238号**

平成28年4月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 名 称             | 所 在 地           | 指定年月日     | 指定有効期限     |
|-----------------|-----------------|-----------|------------|
| 医療法人社団恵愛会 三篠診療所 | 広島市西区三篠町二丁目6-19 | 平成28年4月1日 | 平成34年3月31日 |

~~~~~  
**広島市告示第239号**

平成28年4月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者          | 事業所                |                      | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|--------------|--------------------|----------------------|------------|---------|
|              | 名称                 | 所在地                  |            |         |
| スポーツメディア株式会社 | 東雲居宅介護支援事業所        | 広島市南区東雲三丁目8番16号      | 平成28年4月30日 | 居宅介護支援  |
| プログレ合同会社     | ケイズケアセンター居宅介護支援事業所 | 広島市西区三篠町二丁目3番19-203号 | 平成28年4月30日 | 居宅介護支援  |
| 有限会社幸房       | さくら支援ステーションくさばな    | 広島市安佐南区相田二丁目5番39号    | 平成28年4月30日 | 居宅介護支援  |

~~~~~  
**広島市告示第240号**

平成28年4月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第

115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

| 事業者       | 事業所           |                   | 廃止年月日      | サービスの種類        |
|-----------|---------------|-------------------|------------|----------------|
|           | 名称            | 所在地               |            |                |
| 有限会社エンジェル | エンジェル東訪問介護事業所 | 広島市東区尾長西一丁目6番33号  | 平成28年4月30日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| 株式会社アーチ   | 訪問介護事業所アーチ    | 広島市安佐南区山本七丁目4番12号 | 平成28年4月30日 | 訪問介護及び介護予防訪問介護 |
| 有限会社バースト  | ナースステーション丹那   | 広島市南区丹那町22番10-5号  | 平成28年4月30日 | 訪問看護及び介護予防訪問看護 |

~~~~~  
**広島市告示第241号**

平成28年4月27日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 変更の届出のあった地域包括支援センターの名称  
広島市安佐・安佐南地域包括支援センター
- 変更事項及び変更内容

| 変更事項           | 変更内容                 |                     |
|----------------|----------------------|---------------------|
|                | 変更前                  | 変更後                 |
| 地域包括支援センターの所在地 | 広島市安佐南区中須二丁目19番10-1号 | 広島市安佐南区中須二丁目19番6号3階 |

- 変更の期日  
平成28年5月15日

~~~~~  
**広島市告示第242号**

平成28年4月27日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井 一 實

- 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり。
- 変更期間  
平成28年5月1日から平成29年3月31日まで
- 変更理由  
浴槽・風呂釜設置

(別紙)

| 住 宅 種 別 | 住 宅 名        | 号室        | 構造 | 建設年度  | 利便性係数  | 近傍同種家賃<br>(家賃限度額)  | 本 来 家 賃 ( 月 額 ) |         |         |         |         |         |         |         |  |  | 政 令 月 収 | 単位：円 |
|---------|--------------|-----------|----|-------|--------|--------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|---------|------|
|         |              |           |    |       |        |                    |                 |         |         |         |         |         |         |         |  |  |         |      |
|         |              |           |    |       |        |                    | 0               | 104,001 | 123,001 | 139,001 | 158,001 | 186,001 | 214,001 | 259,001 |  |  |         |      |
|         |              |           |    |       |        |                    | 0               | 104,000 | 123,000 | 139,000 | 158,000 | 186,000 | 214,000 | 259,000 |  |  |         |      |
| 改良      | 吉島西住宅1号棟     | 4 0 1 号   | 中耐 | 昭和56年 | 0.8843 | 42,600<br>(60,000) | 21,300          | 24,600  | 28,200  | 31,800  | 36,300  | 41,900  | 42,600  | 42,600  |  |  |         |      |
| 公営      | 戸坂東浄第九アパート   | 2 0 2 号   | 中耐 | 昭和44年 | 0.8425 | 17,100             | 10,700          | 12,300  | 14,100  | 15,900  | 17,100  | 17,100  | 17,100  | 17,100  |  |  |         |      |
| 公営      | 戸坂東浄第二十一アパート | 2 0 4 号   | 中耐 | 昭和45年 | 0.8346 | 22,600             | 13,200          | 15,300  | 17,500  | 19,700  | 22,500  | 22,600  | 22,600  | 22,600  |  |  |         |      |
| 公営      | 戸坂東浄第二十二アパート | 5 0 5 号   | 中耐 | 昭和45年 | 0.8346 | 22,600             | 13,200          | 15,300  | 17,500  | 19,700  | 22,500  | 22,600  | 22,600  | 22,600  |  |  |         |      |
| 公営      | 戸坂東浄第二十七アパート | 5 0 4 号   | 中耐 | 昭和45年 | 0.8084 | 21,300             | 11,900          | 13,700  | 15,700  | 17,700  | 20,200  | 21,300  | 21,300  | 21,300  |  |  |         |      |
| 公営      | 皆美平和住宅1号棟    | 2 0 5 号   | 中層 | 昭和57年 | 0.9232 | 45,100             | 22,600          | 26,100  | 29,900  | 33,700  | 38,500  | 44,400  | 45,100  | 45,100  |  |  |         |      |
| 公営      | 皆美平和住宅6号棟    | 3 0 5 号   | 中層 | 昭和56年 | 0.9232 | 49,000             | 24,200          | 28,000  | 32,000  | 36,100  | 41,200  | 47,600  | 49,000  | 49,000  |  |  |         |      |
| 公営      | 宇品母子住宅2号棟    | 3 0 4 号   | 中層 | 昭和42年 | 0.9095 | 20,000             | 11,100          | 12,800  | 14,700  | 16,500  | 18,900  | 20,000  | 20,000  | 20,000  |  |  |         |      |
| コミュニティ  | 霞第A－1住宅      | 1 0 0 3 号 | 高耐 | 昭和53年 | 0.8967 | 55,000<br>(60,000) | 20,500          | 23,600  | 27,000  | 30,500  | 34,900  | 40,200  | 47,100  | 54,300  |  |  |         |      |
| コミュニティ  | 霞第A－5住宅      | 9 0 2 号   | 高耐 | 昭和55年 | 0.8924 | 40,500<br>(57,800) | 14,500          | 16,800  | 19,200  | 21,600  | 24,700  | 28,500  | 33,400  | 38,500  |  |  |         |      |
| 公営      | 庚午南住宅1号棟     | 2 0 2 号   | 中層 | 昭和59年 | 0.8837 | 52,400             | 26,500          | 30,600  | 35,000  | 39,400  | 45,100  | 52,000  | 52,400  | 52,400  |  |  |         |      |
| 公営      | 庚午南住宅2号棟     | 2 0 5 号   | 中耐 | 昭和59年 | 0.8837 | 54,500             | 27,600          | 31,900  | 36,500  | 41,200  | 47,000  | 54,300  | 54,500  | 54,500  |  |  |         |      |
| 公営      | 鈴が峰第二アパート    | 4 0 1 号   | 中耐 | 昭和55年 | 0.8615 | 41,200             | 21,200          | 24,500  | 28,000  | 31,600  | 36,100  | 41,200  | 41,200  | 41,200  |  |  |         |      |
| 公営      | 鈴が峰西第十九アパート  | 2 0 1 号   | 中耐 | 昭和52年 | 0.8471 | 45,300             | 18,700          | 21,600  | 24,700  | 27,800  | 31,800  | 36,700  | 43,000  | 45,300  |  |  |         |      |
| 公営      | 鈴が峰南第二アパート   | 3 0 3 号   | 中耐 | 昭和54年 | 0.8548 | 39,600             | 20,200          | 23,300  | 26,600  | 30,000  | 34,300  | 39,600  | 39,600  | 39,600  |  |  |         |      |
| 公営      | 鈴が峰南第四アパート   | 9 0 6 号   | 高層 | 昭和57年 | 0.8539 | 61,400             | 22,200          | 25,600  | 29,300  | 33,000  | 37,800  | 43,600  | 51,000  | 58,800  |  |  |         |      |
| 公営      | 坪井住宅3号棟      | 4 0 3 号   | 中耐 | 昭和46年 | 0.8511 | 21,700             | 12,900          | 14,900  | 17,000  | 19,200  | 21,700  | 21,700  | 21,700  | 21,700  |  |  |         |      |

\* 収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となつて算出した金額を加算した額。(本来家賃＋(近傍同種家賃－本来家賃)×割増率)

【割増率】

| 収 入 区 分           | 1 年 目 | 2 年 目 | 3 年 目 | 4 年 目 | 5 年 目 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 158,001円～186,000円 | 1／5   | 2／5   | 3／5   | 4／5   | 1     |
| 186,001円～214,000円 | 1／4   | 2／4   | 3／4   | 1     | —     |
| 214,001円～259,000円 | 1／2   | 1     | —     | —     | —     |
| 259,001円～         | 1     | —     | —     | —     | —     |

~~~~~  
広島市告示第243号

平成28年4月27日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第34条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営店舗の使用料を次のとおり定めます。

広島市長 松井 一 實

- 市営店舗名（所在地）  
基町店舗434号（広島市中区基町19番2号）
- 変更後使用料  
47,410円
- 変更日  
平成28年5月1日

~~~~~  
広島市告示第244号

平成28年4月28日

広島市内に所在する土地又は家屋に関する平成28年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿については、平成28年3月8日付け広島市告示第97号により、平成28年4月1日（金）から平成28年5月2日（月）まで縦覧に供することとしていましたが、平成28年4月22日付け広島市告示第230号により平成28年度固定資産税・都市計画税の納期限が延長される者（熊本県に住所又は居所を有する個人及び同地域に主たる事務所又は事業所を有する法人等）については、引き続き、平成28年5月3日（火）から別途広島市告示で定める期日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）区役所において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
広島市告示（中区）第84号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委託を受けた者  
東京都豊島区東池袋一丁目44番3号  
特定非営利活動法人ワーカーズコープ  
代表者 代表理事 藤田 徹
- 委託する期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（中区）第85号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市中区地域福祉センターの使用料の収納

事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委託を受けた者  
広島市中区大手町四丁目1番1号  
社会福祉法人広島市中区社会福祉協議会  
会長 近藤 幸興
- 委託した期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（中区）第86号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 委託を受けた者  
東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル  
特定非営利活動法人ワーカーズコープ  
代表理事 藤田 徹
- 委託した期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（中区）第87号

平成28年4月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第88号

平成28年4月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第89号

平成28年4月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第90号

平成28年4月4日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、3月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示(中区)第91号

平成28年4月7日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年4月7日から同年4月21日まで中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名        | 変更区間                                           | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長         |
|-------|------------|------------------------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 市 道   | 市道中1区356号線 | 広島市中区千田町三丁目1032番2地先から<br>広島市中区千田町三丁目1032番5地先まで | 旧   | メートル<br>10.00<br>～<br>12.50 | メートル<br>14.50 |
|       |            |                                                | 新   | メートル<br>18.00<br>～<br>18.00 | メートル<br>14.50 |

広島市告示(中区)第92号

平成28年4月7日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年4月7日から同年4月21日まで中区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名        | 供用開始区間                                         | 供用開始の期日   |
|-------|------------|------------------------------------------------|-----------|
| 市 道   | 市道中1区356号線 | 広島市中区千田町三丁目1032番2地先から<br>広島市中区千田町三丁目1032番5地先まで | 平成28年4月7日 |

広島市告示(中区)第93号

平成28年4月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

広島市告示(中区)第94号

平成28年4月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

広島市告示(中区)第95号

平成28年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

広島市告示(中区)第96号

平成28年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

広島市告示(中区)第97号

平成28年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
広島市告示（中区）第98号

平成28年4月13日

小町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

下記 略

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
広島市告示（中区）第99号

平成28年4月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
広島市告示（中区）第100号

平成28年4月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
広島市告示（中区）第101号

平成28年4月15日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

下記 略

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
広島市告示（中区）第102号

平成28年4月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により

自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
広島市告示（中区）第103号

平成28年4月18日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

戸籍係長 安藤 雅子

主 査 増田 孝枝

主 事 河岡 茉依

主 事 瀬来 優

主 事 水野 真理

主 事 藤本 星香

主 事 川畑 翔生

## 2 委任させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（中区）第104号

平成28年4月18日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 徳永 加苗

日直員 井手 義則

日直員 原 千亜紀

日直員 河野 紘二

## 2 委任させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示（中区）第105号

平成28年4月18日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分出納員

中区役所市民部市民課（市役所サービス・コーナー及び旅券センター）

所長 馬場 勇治ほか19名 別紙のとおり。

2 委任させた事務

(1) 戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、外国人登録記載事項証明書、身分証明書並びに印鑑登録証明書の手数料の収納

(2) 徴収金に係る諸証明書の手数料の収納

(3) 収入印紙売りさばき代金の収納

3 委任年月日

平成28年4月1日

4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

（別紙）

市役所サービス・コーナー及び旅券センター区分出納員

|       |        |
|-------|--------|
| 所長    | 馬場 勇治  |
| 主任    | 古田 精樹  |
| 主任    | 鷹橋 兆一  |
| 事務推進員 | 畝川 愛子  |
| 事務推進員 | 小川 純枝  |
| 事務推進員 | 星野 直子  |
| 事務推進員 | 山本 富士子 |
| 事務推進員 | 岩田 和枝  |
| 事務推進員 | 小池 由美  |
| 事務推進員 | 萩原 美恵  |
| 事務推進員 | 沖元 紀子  |
| 事務推進員 | 鋳 聖子   |
| 事務推進員 | 永田 美幸  |
| 事務推進員 | 塩尻 幸智江 |
| 事務推進員 | 有田 佳世  |
| 事務推進員 | 堤本 深雪  |
| 事務推進員 | 国澤 有記  |
| 事務推進員 | 有馬 千代  |
| 事務推進員 | 大澤 友美  |
| 事務推進員 | 森本 直子  |

広島市告示（中区）第106号

平成28年4月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松井 一 實

広島市告示（中区）第107号

平成28年4月19日

富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

下記 略

広島市長 松井 一 實

広島市告示（中区）第108号

平成28年4月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松井 一 實

広島市告示（中区）第109号

平成28年4月19日

広島バスセンター西A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

下記 略

広島市長 松井 一 實

広島市告示（中区）第110号

平成28年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松井 一 實

## 広島市告示（中区）第111号

平成28年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

次のとおり 略

広島市長 松 井 一 實

## 広島市告示（中区）第112号

平成28年4月25日

広島バスセンター西自転車等駐車場A及び大手町三丁目自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車については、4月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

下記 略

広島市長 松 井 一 實

## 広島市告示（中区）第113号

平成28年4月28日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年4月28日から平成28年5月12日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名      | 変更区間                                   | 旧新別 | 敷地の幅員                      | 敷地の延長         |
|-------|----------|----------------------------------------|-----|----------------------------|---------------|
| 市 道   | 中1区358号線 | 中区千田西町1206番35地先から<br>中区南千田東町1206番7地先まで | 旧   | メートル<br>8.30<br>～<br>10.95 | メートル<br>29.20 |
|       |          |                                        | 新   | メートル<br>7.65<br>～<br>9.75  | メートル<br>29.20 |

## 広島市告示（中区）第114号

平成28年4月28日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年4月28日から平成28年5月12日まで中区建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名      | 供用開始区間                                        | 供用開始の期日    |
|-------|----------|-----------------------------------------------|------------|
| 市 道   | 中1区358号線 | 広島市中区南千田西町1206番35地先から<br>広島市中区南千田東町1206番7地先まで | 平成27年6月26日 |

## 広島市告示（東区）第33号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市東区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町9番34号

社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会

代表者 会長 萩 原 真

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（東区）第34号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市温品福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町9番34号

社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会

代表者 会長 萩 原 真

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（東区）第35号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市戸坂福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号

三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（東区）第36号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市中山福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号

三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（東区）第37号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項第4号の規定に基づき、新牛田公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区小町4番33号

中国企業株式会社

取締役社長 高木 廣治

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（東区）第38号

平成28年4月7日

次の道路区域外の敷地を廃止します。

その関係図面は、平成28年4月8日から同年4月21日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区 分   | 所 在   | 地 番   | 面積（㎡） |
|-------|-------|-------|-------|
| 公衆用道路 | 東区山根町 | 190番2 | 102㎡  |

## 広島市告示（東区）第39号

平成28年4月7日

次の道路区域外の敷地を廃止します。

その関係図面は、平成28年4月8日から同年4月21日まで、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

で、広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区 分   | 所 在   | 地 番             | 面積（㎡） |
|-------|-------|-----------------|-------|
| 公衆用道路 | 東区山根町 | 190番3、<br>190番4 | 8.08㎡ |

## 広島市告示（東区）第40号

平成28年4月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

## 広島市告示（東区）第41号

平成28年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

## 広島市告示（東区）第42号

平成28年4月13日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

課長補佐 升原 純子 主査 五百藏 一博

主事 渡部 有紀 主事 川端 留奈

係長 佐古 康典 主事 秋田 一恵

主事 新田 耕司

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第43号**

平成28年4月13日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 竹内 昌子                      日直員 和田 和代

日直員 和高 百貴代                      日直員 村上 俊明

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成28年4月1日

4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第44号**

平成28年4月13日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課（戸坂連絡所）

主任 繁本 直子

主任 吉良 典子

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

3 委任年月日

平成28年4月1日

4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（東区）第45号**

平成28年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第46号**

平成28年4月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第47号**

平成28年4月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（東区）第48号**

平成28年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（南区）第47号**

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市東雲老人福祉センター及び広島市宇品老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市南区皆実町一丁目4番46号

社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会

代表者 会長 向江 清

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（南区）第48号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

所在地 広島市南区皆実町一丁目4番46号

名 称 社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会

代表者 会長 向江 清

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（南区）第49号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市出島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

所在地 広島市中区基町5番44号

名 称 三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（南区）第50号

平成28年4月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 矢野 秀樹 係 長 藤川 薫

日直員 八倉 淑恵 主 査 森下 直明

日直員 星島 環 主 事 田中 知文

日直員 渡辺 美幸 主 事 村岡 恭子

主 事 古川 実穂

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（南区）第51号

平成28年4月5日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、南区役所市民部市民課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

南区役所市民部区政調整課（青崎連絡所）

主 任 信部 佳代子 主 査 木村 睦彦

主 任 岩本 登志子 主 査 谷川 芳樹

課長補佐 片山 明治 主 査 村上 美智子

主 幹 山本 輝昭 主 事 小田 康二

主 幹 梶山 英治

主 幹 上瀬 俊也

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）

第2条第1号、第3号、第9号、第10号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（南区）第52号

平成28年4月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 広島市告示（南区）第53号

平成28年4月5日

広島駅南口第二駐輪場、広島駅南口第三駐輪場A及び広島駅南口第三駐輪場B内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

## 広島市告示（南区）第54号

平成28年4月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第55号

平成28年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第56号

平成28年4月12日

青崎一丁目自転車等駐車場及び天神川南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第57号

平成28年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第58号

平成28年4月14日

広島駅南口第二駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第59号

平成28年4月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- |         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 1 指定番号  | 第2号                                        |
| 2 指定年月日 | 平成28年4月14日                                 |
| 3 道路の位置 | 広島市南区堀越一丁目の26番の一部、439番の一部、441番の一部及び442番の一部 |
| 4 幅員    | 4.46～4.50メートル                              |
| 5 延長    | 32.01メートル                                  |

~~~~~  
広島市告示（南区）第60号

平成28年4月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第61号

平成28年4月22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（南区）第62号

平成28年4月22日

天神川南自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（南区）第63号

平成28年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示（西区）第33号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市草津老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号

池袋ＩＳＰタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表者 代表理事 藤田 徹

## 2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（西区）第34号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市南観音老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号（広島商工会議所ビル内）

三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

## 2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（西区）第35号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、西部埋立第五公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市南区松川町5番9号

株式会社オオケン

代表取締役 大中 恒男

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（西区）第36号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、竜王公園照明点灯カード売払代金の収納事務

を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区大手町五丁目3番12号

株式会社第一ビルサービス

代表取締役 杉川 聡

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（西区）第37号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市西区地域福祉センターの使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市西区福島町二丁目24番1号

社会福祉法人広島市西区社会福祉協議会

代表者 会長 水戸川 旭

## 2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（西区）第38号

平成28年4月6日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成28年4月6日から同月20日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 |    | 路線名等    | 所在（起点及び終点）                                     |
|----|----|---------|------------------------------------------------|
| 新  | 里道 | 西5区5号里道 | 広島市西区井口一丁目1565番地先から<br>広島市西区井口一丁目1559番地1地先まで   |
|    |    | 西5区5号里道 | 広島市西区井口一丁目1565番地5地先から<br>広島市西区井口一丁目1556番地1地先まで |

## 広島市告示（西区）第39号

平成28年4月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（西区）第40号**

平成28年4月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（西区）第41号**

平成28年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（西区）第42号**

平成28年4月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（西区）第43号**

平成28年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（西区）第44号**

平成28年4月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

**広島市告示（西区）第45号**

平成28年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（西区）第46号**

平成28年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（西区）第47号**

平成28年4月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（安佐南区）第23号**

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

所在地 広島市安佐南区中須一丁目38番13号

名 称 社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会

代表者 会長 寺尾 一秀

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（安佐南区）第24号**

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

所在地 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号  
名 称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ  
代表者 代表理事 藤田 徹

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第25号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市伴福祉センターの使用料及びイベント広場照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

所在地 広島市中区基町5番44号  
名 称 三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 田口 智之

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第26号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市佐東老人いきいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市安佐南区中須一丁目38番13号  
社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会  
代表者 会 長 寺尾 一秀

## 2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第27号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市沼田老人いきいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市安佐南区伴東七丁目64番7号

伴学区社会福祉協議会

代表者 会 長 伴 晴英

## 2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第28号

平成28年4月6日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

安佐南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

神田 暢浩

佐藤 京子

百出 弘美

下谷 久美

加藤 豊

藤井 三郎

住井 真佐江

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）

## 3 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第29号

平成28年4月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年10月18日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した瀬戸内苑団地自治会（旧代表者 保田 強）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

変更があった事項及びその内容

## 1 代表者の氏名及び住所

氏 名 遊佐 康彦

住 所 広島市安佐南区伴東二丁目46番4号

## 2 事務所

広島市安佐南区伴東二丁目46番4号

~~~~~  
広島市告示（安佐南区）第30号

平成28年4月12日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成28年4月12日から平成28年4月

26日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 区分  | 新旧別 | 路線名等        | 所在（起点及び終点）                 |
|-----|-----|-------------|----------------------------|
| 里 道 | 旧   | 安佐南3区835号里道 | 祇園一丁目170番地先から祇園三丁目168番地先まで |
|     | 新   | 安佐南3区835号里道 | 祇園一丁目170番地先から祇園一丁目170番地先まで |

広島市告示（安佐南区）第31号

平成28年4月12日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 解除を受けた区分任出納員の設置場所  
安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所
- 解除を受けた区分任出納員  
安佐南区役所市民部沼田出張所 主任 池田 肇  
安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所 連絡所主任 小松 年江
- 解除させた事務  
広島市会計規則第85条第1項中別表第3の出張所長が行う収納事務
- 解除年月日  
平成28年3月31日

広島市告示（安佐南区）第32号

平成28年4月12日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 委任を受けた区分任出納員の設置場所  
安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所
- 委任を受けた区分任出納員  
安佐南区役所市民部沼田出張所 主任 濱本 康敬  
安佐南区役所市民部沼田出張所 戸山連絡所 連絡所主任 西村 美香
- 委任させた事務  
広島市会計規則別表第3の出張所長が行う収納事務
- 委任年月日  
平成28年4月1日

広島市告示（安佐南区）第33号

平成28年4月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年3月9日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した若葉台町内会（旧代表者 日向 晴久）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

氏 名 則川 浩二

住 所 広島市安佐南区伴北七丁目48番3号

広島市告示（安佐南区）第34号

平成28年4月25日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成28年4月25日から同年5月9日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 区分  | 新旧別 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                  |
|-----|-----|--------------|-----------------------------|
| 里 道 | 旧   | 安佐南4区1126号里道 | 安佐南区伴中央四丁目3424番1地先～3424番1地先 |
|     | 新   |              | 安佐南区伴中央四丁目3425番1地先～3424番1地先 |

広島市告示（安佐南区）第35号

平成28年4月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成19年3月13日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したイトーピア長楽寺町内会（旧代表者 藤田 秀之）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

氏 名 枝澤 明彦

住 所 広島市安佐南区長楽寺一丁目82番26号

広島市告示（安佐南区）第36号

平成28年4月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成13年5月9日付けで不動産又は不動産に

関する権利等を保有する団体として認可したあさおか自治会（旧代表者 熊谷 茂實）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

変更があった事項及びその内容

- 代表者の氏名及び住所  
氏 名 沖本 洋幸  
住 所 広島市安佐南区相田五丁目39番16号
- 事務所  
広島市安佐南区相田五丁目39番16号

広島市告示（安佐北区）第70号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐北区地域福祉センター及び広島市可部福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 委託を受けた者  
広島市安佐北区可部三丁目19番22号  
社会福祉法人広島市安佐北区社会福祉協議会  
代表者 会長 伊東 昭善
- 委託する期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示（安佐北区）第70-2号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市筒瀬福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 委託を受けた者  
広島市中区基町5番44号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 田口 智之
- 委託する期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示（安佐北区）第71号

平成28年4月1日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名      | 区間                                         |
|-------|----------|--------------------------------------------|
| 国 道   | 一般国道183号 | 広島市安佐北区可部一丁目762番1から<br>広島市安佐北区可部一丁目719番1まで |

広島市告示（安佐北区）第72号

平成28年4月11日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋三区町内会（代表者 川重 康典）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 変更があった事項  
事務所、代表者の氏名及び住所
- 変更の内容

|            | 旧                          | 新                            |
|------------|----------------------------|------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区三入六丁目20番7号          | 広島市安佐北区三入六丁目12番4-12号         |
| 代表者の氏名及び住所 | 川重 康典<br>広島市安佐北区三入六丁目20番7号 | 山中 泰<br>広島市安佐北区三入六丁目12番4-12号 |

広島市告示（安佐北区）第73号

平成28年4月11日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 委託を受けた区分任出納員  
安佐北区役所安佐出張所 主 任 野瀬 さよ子  
事務指導員 小川 明夫
- 解除する事務
  - 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
  - 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
  - 国民健康保険未収納一部負担金の収納
  - 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
  - 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
  - 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及

## び納付金の収納

- (7) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (8) 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (9) 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (10) 幼稚園授業料の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- (12) 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (15) 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- (16) 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

## 3 解除年月日

平成28年3月31日

## 広島市告示（安佐北区）第74号

平成28年4月11日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 委託を受けた区分出納員

|                |        |
|----------------|--------|
| 安佐北区役所安佐出張所 主任 | 鳥本 史子  |
| 主事（シニア）        | 野瀬 さよ子 |
| 事務推進員          | 郷端 由美子 |

## 2 委任させた事務

- (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (3) 国民健康保険未収納一部負担金の収納
- (4) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- (5) 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (6) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- (7) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (8) 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (9) 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (10) 幼稚園授業料の収納

- (11) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- (12) 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (15) 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- (16) 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 広島市告示（安佐北区）第75号

平成28年4月11日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

## 1 区分出納員設置箇所

安佐北区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

## 2 委任を受けた区分出納員

|     |       |
|-----|-------|
| 主 査 | 櫻井 睦恵 |
| 主 事 | 高岡 智幸 |
| 嘱託員 | 岸 芳江  |
| 嘱託員 | 壹柳 協  |
| 嘱託員 | 大藤 令子 |
| 嘱託員 | 浜田 明子 |

## 3 委任させた事務

広島市証明等手数料条例第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）

## 4 引継ぎの方法

翌日（区役所の閉庁日の場合、最も近い開庁日）までに引継ぐ。

## 5 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

## 広島市告示（安佐北区）第76号

平成28年4月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成11年3月30日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した桐山自治会（代表者 武井 正数）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

## 1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                              | 新                            |
|------------|--------------------------------|------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区可部町大字桐原485番地16          | 広島市安佐北区可部町桐原485番地15          |
| 代表者の氏名及び住所 | 武井 正数<br>広島市安佐北区可部町大字桐原485番地16 | 西光 道雄<br>広島市安佐北区可部町桐原485番地15 |

広島市告示（安佐北区）第77号

平成28年4月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋4区町内会（代表者 倉本 明登）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                         |
|------------|-----------------------------|---------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区三入七丁目15番33号          | 広島市安佐北区三入七丁目7番7号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 倉本 明登<br>広島市安佐北区三入七丁目15番33号 | 大塚 繁夫<br>広島市安佐北区三入七丁目7番7号 |

広島市告示（安佐北区）第78号

平成28年4月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年8月1日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上中2区町内会（代表者 田中 廣憲）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                            |
|------------|-----------------------------|------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区可部五丁目14番28号          | 広島市安佐北区可部四丁目5番17-5号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 田中 廣憲<br>広島市安佐北区可部五丁目14番28号 | 甲斐 浩治<br>広島市安佐北区可部四丁目5番17-5号 |

広島市告示（安佐北区）第79号

平成28年4月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年10月23日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した福原町内会（代表者 有馬 富男）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

|            | 旧                          | 新                          |
|------------|----------------------------|----------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区亀山三丁目8番30号          | 広島市安佐北区亀山三丁目21番6号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 有馬 富男<br>広島市安佐北区亀山三丁目8番30号 | 猪野 弘孝<br>広島市安佐北区亀山三丁目21番6号 |

広島市告示（安佐北区）第80号

平成28年4月14日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年4月14日から同月28日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                                 | 旧新別 | 敷地の幅員(m)          | 敷地の延長(m) |
|-------|-----------|------------------------------------------------------|-----|-------------------|----------|
| 市道    | 安佐北1区59号線 | 安佐北区白木町大字市川字天応1556番1地先から<br>安佐北区白木町大字市川字天応1546番1地先まで | 旧   | 3.30<br>～<br>4.10 | 18.90    |
|       |           |                                                      | 新   | 3.30<br>～<br>6.10 |          |

広島市告示（安佐北区）第81号

平成28年4月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年4月14日から同月28日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

| 道路の種類 | 路線名       | 供用開始区間                                               | 供用開始の期日    |
|-------|-----------|------------------------------------------------------|------------|
| 市道    | 安佐北1区59号線 | 安佐北区白木町大字市川字天応1556番1地先から<br>安佐北区白木町大字市川字天応1546番1地先まで | 平成28年4月14日 |

## 広島市告示（安佐北区）第82号

平成28年4月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成13年9月17日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した本郷下自治会（代表者 町田 治助）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

## 1 変更があった事項

代表者の氏名住所

## 2 変更の内容

|          | 旧                             | 新                             |
|----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 代表者の氏名住所 | 町田 治助<br>広島市安佐北区安佐町大字久地5022番地 | 正月 武彦<br>広島市安佐北区安佐町大字久地5036番地 |

## 広島市告示（安佐北区）第83号

平成28年4月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成21年12月3日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した小河原団地自治会（代表者 仁井谷 諭）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

## 1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

## 2 変更の内容

|            | 旧                           | 新                           |
|------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区小河原町226番地13          | 広島市安佐北区小河原町226番地68          |
| 代表者の氏名及び住所 | 仁井谷 諭<br>広島市安佐北区小河原町226番地13 | 竹田 武信<br>広島市安佐北区小河原町226番地68 |

## 広島市告示（安佐北区）第84号

平成28年4月22日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成7年3月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した荒下自治会（代表者 西山 義隆）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

## 1 変更があった事項

事務所、代表者の氏名及び住所

## 2 変更の内容

|            | 旧                            | 新                            |
|------------|------------------------------|------------------------------|
| 事務所        | 広島市安佐北区亀山南一丁目17番33号          | 広島市安佐北区亀山南一丁目19番24号          |
| 代表者の氏名及び住所 | 西山 義隆<br>広島市安佐北区亀山南一丁目17番33号 | 中木 正巳<br>広島市安佐北区亀山南一丁目19番24号 |

## 広島市告示（安佐北区）第85号

平成28年4月27日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅東口駐輪場、安芸矢口駅前駐輪場、安芸矢口駅駐輪場、玖村駅駐輪場、下深川駅北口駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年4月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

## 広島市告示（安佐北区）第86号

平成28年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 広島市告示（安芸区）第28号

平成28年4月1日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成28年4月1日
- 3 道路の位置 広島市安芸区畑賀一丁目106番23の一部、117番1の一部、117番2の一部、118番1の一部、118番2の一部
- 4 幅 員 4.15メートル
- 5 延 長 25.6メートル

## 広島市告示（安芸区）第29号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安芸区地域福祉センター、広島市畑賀福祉センター、広島市阿戸福祉センター及び広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項

の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受ける者

広島市安芸区船越南三丁目2番16号  
社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会  
代表者 会長 中島 幸子

2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第30号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受ける者

大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目7番12号  
テルウェル西日本株式会社  
代表取締役 村井 守

2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第31号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘及び広島市矢野老人いこいの家清風荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委託を受けた者

広島市安芸区船越南三丁目2番16号  
社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会  
代表者 会長 中島 幸子

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第32号

平成28年4月5日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を、次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定番号 第2号

2 指定年月日 平成28年4月5日

3 道路の位置 広島市安芸区矢野町寺屋敷752番92の一部、752番95の一部、752番102の一部

4 幅 員 4.5メートル

5 延 長 34.89メートル

広島市告示（安芸区）第33号

平成28年4月11日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定番号 第3号

2 指定年月日 平成28年4月11日

3 道路の位置 広島市安芸区中野一丁目42番1の一部、42番2の一部

4 幅 員 4.05メートル

5 延 長 13.40メートル

広島市告示（安芸区）第34号

平成28年4月13日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、4月8日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松 井 一 實

下記 略

広島市告示（安芸区）第35号

平成28年4月13日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

|               |    |        |
|---------------|----|--------|
| 安芸区役所市民部中野出張所 | 主任 | 瀬戸 一郎  |
| （畑賀連絡所）       | 主査 | 重田 美恵子 |
|               | 主事 | 渡辺 明美  |

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20条）第2条に規定する手数料の収納

- 3 委任年月日  
平成28年4月1日

- 4 委任期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第36号**

平成28年4月13日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
安芸区役所市民部中野出張所 主任（囑託） 岩根 雅代  
（畑賀連絡所） 臨時職員 神田 純

- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20条）  
第2条に規定する手数料の収納

- 3 委任年月日  
平成28年4月1日

- 4 委任期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第37号**

平成28年4月15日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成4年5月13日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した宮ノ下町内会（代表者 住田 信男）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

区域

規約第3条中の次の区域を削る。

（広島市安芸区瀬野五丁目7番の区域）

規約第3条中の次の区域を加える。

（広島市安芸区瀬野五丁目5番のうち土地地番1673番1の区域）

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第38号**

平成28年4月18日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定番号 第4号

- 2 指定年月日 平成28年4月18日

- 3 道路の位置 広島市安芸区中野東一丁目7572番1の一部、7574番1の一部、7575番1の一部、7575番2の一部、7576番1の一部、7576番2の一部、7676番4の一部、7576番7、7576番1地先里道及び水路

- 4 幅 員 4.0メートル

- 5 延 長 66.86メートル

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第39号**

平成28年4月22日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
安芸区役所市民部市民課 主 任 石井 範子  
（区役所時間外窓口） 主 事 齊藤 和子  
主 事 藤本 佳彦  
主 事 長友 幾子  
主 事 山田 あすか  
主 事 上野 祥太

- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納  
（区役所の時間外窓口の事務）

- 3 委任年月日  
平成28年4月1日

- 4 委任期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第40号**

平成28年4月22日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
安芸区役所市民部市民課 日直員 加藤 寛治  
（区役所時間外受付窓口） 日直員 川崎 雄一  
日直員 中本 尋子  
日直員 寺崎 明子

- 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20条）  
第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成28年4月1日

4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第41号**

平成28年4月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第42号**

平成28年4月26日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、4月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第50号**

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市老人いこいの家新宮山荘、広島市老人いこいの家窓山荘、広島市老人いこいの家さつき荘、広島市老人いこいの家八幡荘、広島市老人いこいの家倉重荘、広島市老人いこいの家中央荘、広島市老人いこいの家五日市荘、広島市老人いこいの家楽々荘、広島市老人いこいの家美隅荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区海老園一丁目4番5号  
社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会  
代表者 会長 久保田 詳三

2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第51号**

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

項の規定に基づき、広島市老人いこいの家坪井荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区坪井一丁目28番11号  
佐伯区観音社会福祉協議会  
代表者 会長 佐々木 昇

2 委託する期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第52号**

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、佐伯運動公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号  
三栄パブリックサービス株式会社 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第53号**

平成28年4月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成23年8月30日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した五月が丘一丁目町内会（代表者 深田 一夫）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及び内容

1 代表者氏名及び住所

高田 稔男  
広島市佐伯区五月が丘一丁目6番18号

2 変更の年月日

平成28年4月1日

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第54号**

平成28年4月6日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 解除を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課（五月が丘窓口連絡所及び美鈴が丘窓口連絡所）

主事 宮崎 美雪

主事 久米 寛子

## 2 解除させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（窓口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

## 3 解除年月日

平成28年3月31日

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第55号

平成28年4月6日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課（五月が丘窓口連絡所及び美鈴が丘窓口連絡所）

主査 洲加本 有衣子

主事 高野 紀子

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（窓口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第56号

平成28年4月6日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

係長 田口 美智子

係長 久保 英治

主査 福馬 庸子

主査 洲加本 有衣子

主査 上原 ゆかり

主事 野崎 淳子

主事 益村 晶子

主事 田中 磨美

主事 長嶺 展江

主事 奥 真貴

主事 高野 紀子

主事 串田 夢子

主事 山本 慧

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第57号

平成28年4月6日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

日直員 大江 真弓

日直員 梶山 真介

日直員 廣實 節子

日直員 角 静香

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第58号

平成28年4月6日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所湯来出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委任を受けた区分任出納員

佐伯区役所湯来出張所（砂谷連絡所）

主任 西中 末子

主任 辻本 恵子  
主任 新田 哲也  
主事 正国 顕寿  
主事 木元 幸

## 2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）  
第2条に規定する手数料（砂谷連絡所の所掌事務に係るものに  
限る。）の収納

## 3 委任年月日

平成28年4月1日

## 4 委任期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 広島市告示（佐伯区）第59号

平成28年4月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、  
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま  
す。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

### 広島市告示（佐伯区）第60号

平成28年4月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市  
条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、  
保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示しま  
す。

広島市長 松 井 一 實

次のとおり 略

### 広島市告示（佐伯区）第61号

平成28年4月7日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自  
転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等につい  
ては、平成28年4月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動した  
ので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等につい  
ては、処分します。

広島市長 松 井 一 實

別紙 略

### 広島市告示（佐伯区）第62号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
項の規定に基づき、広島市佐伯区地域福祉センターの使用料の取

納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告  
示します。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市佐伯区海老園一丁目4番5号  
社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会  
会長 久保田 詳三

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 広島市告示（佐伯区）第63号

平成28年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1  
項の規定に基づき、広島市石内福祉センターの使用料の収納事務  
を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示しま  
す。

広島市長 松 井 一 實

## 1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 田口 智之

## 2 委託した期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 広島市告示（佐伯区）第64号

平成28年4月8日

次のとおり水路を廃止します。

その関係図面は、平成28年4月8日から同月22日まで、広  
島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供し  
ます。

広島市長 松 井 一 實

| 区分  | 水路名                 | 所在（起点及び終点）                                            |
|-----|---------------------|-------------------------------------------------------|
| 水 路 | K3-H-120<br>-1-3号水路 | 広島市佐伯区三宅四丁目511番1<br>地先から<br>広島市佐伯区三宅四丁目甲518番<br>1地先まで |

### 広島市告示（佐伯区）第65号

平成28年4月8日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成28年4月8日から同月22日まで、広  
島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供し  
ます。

広島市長 松 井 一 實

| 区分 | 水路名             | 所在（起点及び終点）                                       |
|----|-----------------|--------------------------------------------------|
| 水路 | K3-H-11-2-38号水路 | 広島市佐伯区五日市七丁目1696番1地先から<br>広島市佐伯区五日市七丁目1696番1地先まで |

広島市告示（佐伯区）第66号

平成28年4月8日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成28年4月8日から同月22日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                                    |
|----|------------|-----------------------------------------------|
| 里道 | 佐伯3区648号里道 | 広島市佐伯区三宅四丁目511番1地先から<br>広島市佐伯区三宅四丁目甲518番1地先まで |

広島市告示（佐伯区）第67号

平成28年4月8日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成28年4月8日から同月22日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等       | 所在（起点及び終点）                                       |
|----|------------|--------------------------------------------------|
| 里道 | 佐伯4区369号里道 | 広島市佐伯区五日市七丁目1696番1地先から<br>広島市佐伯区五日市七丁目1696番1地先まで |

広島市告示（佐伯区）第68号

平成28年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第69号

平成28年4月12日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年4月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動し

たので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第70号

平成28年4月15日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第71号

平成28年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第72号

平成28年4月18日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年4月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第73号

平成28年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第74号**

平成28年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第75号**

平成28年4月25日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年4月22日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第76号**

平成28年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第77号**

平成28年4月25日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成28年4月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第78号**

平成28年4月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法

律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年4月26日から同年5月10日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路の種類 | 路線名       | 変更区間                                       | 旧新別 | 敷地の幅員                       | 敷地の延長         |
|-------|-----------|--------------------------------------------|-----|-----------------------------|---------------|
| 市道    | 佐伯1区492号線 | 佐伯区石内東二丁目500番地310地先から佐伯区石内東二丁目500番地309地先まで | 旧   | メートル<br>12.00<br>～<br>18.00 | メートル<br>47.00 |
|       |           |                                            | 新   | メートル<br>15.50<br>～<br>21.00 | メートル<br>47.00 |
| 市道    | 佐伯1区501号線 | 佐伯区石内東二丁目500番地312地先から佐伯区石内東二丁目500番地309地先まで | 旧   | メートル<br>49.50<br>～<br>56.45 | メートル<br>42.00 |
|       |           |                                            | 新   | メートル<br>52.20<br>～<br>59.00 | メートル<br>42.00 |

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第79号**

平成28年4月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成28年4月26日から同年5月10日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 道路種類 | 路線名       | 供用開始                                       | 供用開始の期日    |
|------|-----------|--------------------------------------------|------------|
| 市道   | 佐伯1区492号線 | 佐伯区石内東二丁目500番地310地先から佐伯区石内東二丁目500番地309地先まで | 平成28年4月26日 |
| 市道   | 佐伯1区501号線 | 佐伯区石内東二丁目500番地312地先から佐伯区石内東二丁目500番地309地先まで | 平成28年4月26日 |

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第80号**

平成28年4月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

## 区 告 示

## 広島市中区告示第1号

平成28年4月27日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市中区長 和田 厚 志

（平成27年度の状況）

| 国又は地方公共団体の機関の名称 | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民の範囲 |
|-----------------|--------------|----------------|------------|
| 防衛省             | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成28年1月19日～20日 | 中区全域       |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。

## 広島市中区告示第2号

平成28年4月27日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市中区長 和田 厚 志

（平成27年度の状況）

| 申出者の氏名                     | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                                                                                                                           |
|----------------------------|---------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ㈱日本リサーチセンター<br>代表取締役 鈴木 稲博 | 統計調査の実施 | 平成27年4月14日 | 吉島東1丁目                                                                                                                                               |
| ㈱日本リサーチセンター<br>代表取締役 鈴木 稲博 | 世論調査の実施 | 平成27年4月15日 | 羽衣町                                                                                                                                                  |
| ㈱新情報センター<br>会長 安藤 昌弘       | 統計調査の実施 | 平成27年5月28日 | 住吉町                                                                                                                                                  |
| ㈱中国新聞社<br>代表取締役 岡谷 義則      | 世論調査の実施 | 平成27年6月3日  | 江波西2丁目・江波本町・大手町5丁目・銀山町・上八丁堀・光南1丁目・堺町1丁目・住吉町・竹屋町・鶴見町・鉄砲町・西川口町・西十日市町・白鳥北町・白鳥九軒町・東千田町1丁目・広瀬北町・袋町・舟入中町・舟入町・舟入南1丁目・舟入南4丁目・本川町3丁目・南千田西町・南竹屋町・吉島西3丁目・吉島東1丁目 |
| ㈱日本リサーチセンター<br>代表取締役 鈴木 稲博 | 世論調査の実施 | 平成27年6月9日  | 舟入本町・舟入中町                                                                                                                                            |

|                            |         |            |                |
|----------------------------|---------|------------|----------------|
| ㈱中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 世論調査の実施 | 平成27年7月7日  | 舟入南1丁目、2丁目、5丁目 |
| ㈱新情報センター<br>会長 安藤 昌弘       | 世論調査の実施 | 平成27年7月7日  | 白鳥九軒町          |
| ㈱日本リサーチセンター<br>代表取締役 鈴木 稲博 | 世論調査の実施 | 平成27年7月8日  | 舟入本町・舟入中町      |
| ㈱中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 世論調査の実施 | 平成27年7月14日 | 光南1丁目          |

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理者の氏名をいいます。

（平成27年度の状況）

| 申出者の氏名                            | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲       |
|-----------------------------------|---------|-------------|------------------|
| ㈱インテージリサーチ<br>代表取締役 井上 孝志         | 世論調査の実施 | 平成27年7月30日  | 基町               |
| ㈱サーベイリサーチセンター<br>広島事務所長 原田 一臣     | 世論調査の実施 | 平成27年8月27日  | 上八丁堀・袋町・東千田町・榎町  |
| ㈱中央調査社<br>会長 西澤 豊                 | 世論調査の実施 | 平成27年9月8日   | 江波本町             |
| ㈱日本リサーチセンター<br>代表取締役 鈴木 稲博        | 世論調査の実施 | 平成27年9月29日  | 住吉町・千田町一丁目       |
| ㈱新情報センター<br>会長 安藤 昌弘              | 統計調査の実施 | 平成27年9月30日  | 羽衣町              |
| ㈱新情報センター<br>会長 安藤 昌弘              | 世論調査の実施 | 平成27年11月26日 | 白鳥中町             |
| ㈱中央調査社<br>会長 西澤 豊                 | 世論調査の実施 | 平成27年11月26日 | 榎町               |
| ㈱ビデオリサーチ<br>代表取締役 秋山 創一           | 世論調査の実施 | 平成27年12月22日 | 吉島新町一丁目          |
| ㈱中央調査社<br>会長 西澤 豊                 | 世論調査の実施 | 平成28年1月13日  | 土橋町              |
| ㈱中央調査社<br>会長 西澤 豊                 | 世論調査の実施 | 平成28年1月13日  | 上八丁堀             |
| 朝日新聞<br>広島総局長 杉林 浩典               | 世論調査の実施 | 平成28年1月26日  | 広島市中区全域          |
| ㈱新情報センター<br>会長 安藤 昌弘              | 統計調査の実施 | 平成28年2月4日   | 吉島西一丁目・光南一丁目     |
| KCCSモバイルエンジニアリング㈱<br>代表取締役社長 角 秀男 | 統計調査の実施 | 平成28年2月10日  | 江波栄町・紙屋町・鶴見町・舟入南 |

## 備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理者の氏名をいいます。

(平成27年度の状況)

| 申出者の氏名                           | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民の範囲 |
|----------------------------------|---------|----------------|------------|
| (社)中央調査社<br>会長 西澤 豊              | 世論調査の実施 | 平成28年<br>2月24日 | 基町         |
| (株)日本リサーチ<br>センター<br>代表取締役 鈴木 稲博 | 世論調査の実施 | 平成28年<br>3月15日 | 江波東一丁目     |

## 備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理者の氏名をいいます。

~~~~~  
広島市東区告示第4号

平成28年4月21日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市東区長 松 出 由 美

(平成27年度の状況)

| 国又は地方公共団体の機関の名称   | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日            | 閲覧に係る住民の範囲 |
|-------------------|--------------|-------------------|------------|
| 自衛隊広島地方協力本部       | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成28年<br>1月12～13日 | 東区全域       |
|                   |              | 平成28年<br>1月26～27日 |            |
| 広島県警察本部<br>警備部公安課 | 捜査関係事項照会     | 平成27年<br>11月26日   | 光町1丁目      |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。

~~~~~  
広島市東区告示第5号

平成28年4月21日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市東区長 松 出 由 美

(平成27年度の状況)

| 申出者の氏名                                   | 利用目的の概要                  | 閲覧の年月日          | 閲覧に係る住民の範囲                                                                                                |
|------------------------------------------|--------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博          | 6月全国個人視聴率調査              | 平成27年<br>4月15日  | 戸坂大上4丁目                                                                                                   |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                   | 日本人のメディア利用に関する実態調査       | 平成27年<br>5月19日  | 牛田早稲田3丁目                                                                                                  |
| 株式会社インテリサーチ<br>代表取締役社長 井上 孝志             | 平成27年度 旅行・観光消費動向調査       | 平成27年<br>5月20日  | 中山西1丁目、2丁目                                                                                                |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博          | 4～9歳・10代のスポーツライフに関する調査   | 平成27年<br>5月26日  | 中山上2丁目                                                                                                    |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                | 国民生活に関する世論調査             | 平成27年<br>6月3日   | 矢賀新町4丁目                                                                                                   |
| 一般社団法人中国新聞社<br>代表取締役会長 岡谷 義則             | 世論調査（広島市広域商圏調査）          | 平成27年<br>6月10日  | 愛宕町、牛田旭2丁目、牛田東2丁目、牛田本町3丁目、牛田早稲田1丁目、尾長西2丁目、中山新町3丁目、中山西2丁目、光が丘、戸坂出江1丁目、戸坂くるめ木2丁目、戸坂桜西町、戸坂南2丁目、矢賀3丁目、矢賀新町5丁目 |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則               | 世論調査（広島市広域商圏調査）          | 平成27年<br>6月18日  | 馬木9丁目、上温品2丁目、温品5丁目、福田8丁目                                                                                  |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                   | 日常生活に関するアンケート            | 平成27年<br>6月30日  | 若草町、光町1丁目                                                                                                 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                   | 第8回メディアに関する全国世論調査        | 平成27年<br>7月9日   | 牛田東1丁目                                                                                                    |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                | ストレスと健康 全国調査2015         | 平成27年<br>7月15日  | 尾長東1丁目                                                                                                    |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                | ライフスタイルのあり方に関する世論調査      | 平成27年<br>7月23日  | 矢賀2丁目                                                                                                     |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                | 消費者行政の推進に関する世論調査         | 平成27年<br>8月18日  | 牛田旭2丁目                                                                                                    |
| 株式会社サベイリサーチセンター<br>広島事務所<br>広島事務所長 原田 一臣 | 平成27年度全国都市交通特性調査（中国ブロック） | 平成27年<br>8月21日  | 福田1～8丁目                                                                                                   |
| 株式会社サベイリサーチセンター<br>広島事務所<br>広島事務所長 原田 一臣 | 平成27年度全国都市交通特性調査（中国ブロック） | 平成27年<br>8月27日  | 若草町、牛田南1～2丁目、中山新町1～3丁目                                                                                    |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                   | メディアの接触と評価に関する調査         | 平成27年<br>10月15日 | 中山南1丁目                                                                                                    |

|                                 |                        |             |                 |
|---------------------------------|------------------------|-------------|-----------------|
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 2015年11月全国放送サービス接触動向調査 | 平成27年10月15日 | 牛田新町4丁目         |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 第2回 家計と貯蓄に関する調査        | 平成27年11月5日  | 中山新町1～2丁目       |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 第7回勤労生活に関する調査          | 平成27年11月11日 | 牛田東2丁目          |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 2015年度アジアンパロメーター調査     | 平成27年12月2日  | 光町2丁目           |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 若者の生活に関する調査            | 平成27年12月3日  | 福田3丁目           |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 土地問題に関する国民の意識調査        | 平成27年12月16日 | 牛田旭1丁目          |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘       | 政治意識に関する世論調査           | 平成27年12月17日 | 矢賀2～4丁目         |
| 株式会社ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 秋山 創一    | 2016年全国たばこ喫煙者調査        | 平成27年12月17日 | 牛田新町4丁目、中山上1丁目  |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 食生活に関する世論調査2016        | 平成28年2月3日   | 戸坂くるめ木1丁目       |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 宝くじに関する世論調査            | 平成28年3月3日   | 尾長西1丁目          |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 平成28年度生活保障に関する調査       | 平成28年3月3日   | 上温品4丁目          |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 食生活に関するアンケート調査         | 平成28年3月8日   | 戸坂新町2丁目、戸坂千足1丁目 |

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

#### 広島市安佐北区告示第1号

平成28年4月6日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 立 岩 薫

(平成27年度の状況)

(市民課)

| 申出者の氏名              | 利用目的の概要      | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                                                       |
|---------------------|--------------|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成27年12月18日 | 安佐北区（白木・高陽・安佐出張所管内を除く）全域<br>平成10年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた男女 249件 |

(安佐出張所)

| 申出者の氏名             | 利用目的の概要      | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                                              |
|--------------------|--------------|-------------|---------------------------------------------------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成27年12月24日 | 安佐出張所管内全域<br>平成10年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた男子（日本人住民） 70件 |

(高陽出張所)

| 申出者の氏名              | 利用目的の概要      | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                                        |
|---------------------|--------------|-------------|---------------------------------------------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成27年12月17日 | 高陽出張所管内全域<br>平成10年4月2日から平成11年4月1日までの間に生まれた男子 323件 |

(白木出張所)

| 申出者の氏名              | 利用目的の概要      | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                                               |
|---------------------|--------------|-------------|----------------------------------------------------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成27年12月22日 | 安佐北区白木出張所管内全域<br>平成10年4月2日から平成11年4月1日までの男子（日本人住民に限る） 33件 |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。

#### 広島市安佐北区告示第2号

平成28年4月6日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 立 岩 薫

(平成27年度の状況)

(市民課)

| 申出者の氏名                          | 利用目的の概要            | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                                              |
|---------------------------------|--------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査    | 平成27年4月21日 | 可部町大字桐原<br>満20歳以上の男女 16件                                                |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘       | 消費動向調査             | 平成27年6月3日  | 可部東四丁目 可部東五丁目 36件                                                       |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則      | 世論調査（広島市広域商圏調査）の実施 | 平成27年6月16日 | 大林二丁目 可部一丁目<br>可部六丁目 可部東二丁目<br>可部町勝木 亀山四丁目<br>亀山八丁目 三入一丁目<br>三入七丁目 135件 |

|                                 |                           |             |                                      |
|---------------------------------|---------------------------|-------------|--------------------------------------|
| 株式会社毎日新聞社<br>代表取締役 朝比奈 豊        | 第69回読書世論調査の対象者抽出          | 平成27年6月17日  | 可部町大字桐原 12件                          |
| 株式会社サベイリサーチセンター<br>広島事務所長 原田 一臣 | 平成27年度全国都市交通特性調査に伴う対象者の抽出 | 平成27年8月27日  | 亀山西一丁目二丁目 38件                        |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘       | 消費者行政の推進に関する世論調査          | 平成27年8月20日  | 亀山西一丁目（平成7年8月31日以前に生まれた者） 14件        |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 住生活に関する世論調査               | 平成27年9月15日  | 三入東一丁目 13件                           |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘       | 平成27年度消費者意識基本調査           | 平成27年10月20日 | 可部九丁目 25件                            |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 教育生涯学習に関する世論調査            | 平成27年11月25日 | 可部八丁目 満20歳以上の男女 13件                  |
| 株式会社ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 秋山 創一    | 「全国たばこ喫煙者調査」の実施           | 平成28年1月15日  | 可部七丁目（大正15年5月1日～平成8年4月30日生まれの男女） 20件 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 外交に関する世論調査の実施             | 平成27年12月16日 | 亀山四丁目 満20歳以上の男女 14件                  |

## (安佐出張所)

| 申出者の氏名                  | 利用目的の概要                  | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                |
|-------------------------|--------------------------|-------------|---------------------------|
| 社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘 | 「オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」 | 平成27年5月20日  | あさひが丘1丁目（20歳以上の男女） 14件    |
| 株式会社中国新聞社<br>社長 岡谷 義則   | 世論調査「広島市広域商圏調査」          | 平成27年6月9日   | 安佐町飯室・あさひが丘9丁目 2地点30件     |
| 社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊    | 「勤労生活に関する調査」対象者抽出        | 平成27年11月11日 | 安佐町久地（満20歳以上の日本人の男女） 15件  |
| 社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊    | 「公共サービスに関する世論調査」対象者抽出    | 平成28年1月6日   | 安佐町後山（満20歳以上の日本人の男女） 13件  |
| 社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊    | 「国語に関する世論調査」対象者抽出        | 平成28年1月26日  | 安佐町小河内（満16歳以上の日本人の男女） 16件 |

## (高陽出張所)

| 申出者の氏名                     | 利用目的の概要                        | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                                     |
|----------------------------|--------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------|
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則 | 世論調査（広島市広域商圏調査）の実施             | 平成27年6月16日 | 小河原町、落合二丁目、落合南一・七丁目、亀崎二丁目、口田一・五丁目、口田南三丁目、深川五丁目、真亀三丁目 10地点 150件 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊     | 「2015年新聞及びウェブ利用に関する総合調査」の対象者抽出 | 平成27年6月30日 | 口田一・二丁目 満15歳以上（平成12年8月末日まで生まれ）日本人の男女 24件                       |

|                                 |                                         |             |                                                         |
|---------------------------------|-----------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------|
| 株式会社サベイリサーチセンター<br>広島事務所長 原田 一臣 | 「平成27年度全国都市交通特性調査（中国ブロック）」の対象者抽出        | 平成27年8月18日  | 落合南一～九丁目、上深川町 210件                                      |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 「メディアの接触と評価に関する調査」実施のための対象者抽出           | 平成27年10月15日 | 真亀四丁目 満15～79歳（昭和10年11月1日から平成12年10月末日まで生まれ）の日本人男女 20件    |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 「若者の生活に関する調査」実施のための対象者抽出                | 平成27年12月11日 | 落合二丁目 15歳以上39歳以下（昭和51年4月1日～平成12年3月31日まで生まれ）の日本人の男女 25件  |
| 株式会社ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 秋山 創一    | 日本たばこ産業株式会社が実施する2016年「全国たばこ喫煙者調査」の対象者抽出 | 平成28年1月19日  | 口田南四丁目 大正15年5月1日～平成8年4月30日生まれの男女 20件                    |
| 杉山 みちる                          | 可部簡易裁判所へ調停申立書を提出する相手方の住所氏名特定            | 平成27年12月21日 | 口田二丁目28番周辺の住民 10件                                       |
| 朝日新聞<br>広島総局長 杉林 浩典             | 政治・選挙などに関する国民の意識調査                      | 平成28年1月15日  | 1996年7月1日から1998年6月30日までに出生した男女 10件                      |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 「平成28年度生活保障に関する調査」実施のための対象者抽出           | 平成28年3月1日   | 亀崎一丁目 満18歳以上69歳以下（昭和21年4月1日～平成10年3月末日までに生まれた）日本人の男女 35件 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 「宝くじに関する世論調査」の実施のための対象者抽出               | 平成28年3月1日   | 深川二丁目 満18歳以上（平成10年3月末日まで生まれ）日本人の男女 20件                  |

## (白木出張所)

| 申出者の氏名                       | 利用目的の概要                 | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                   |
|------------------------------|-------------------------|------------|----------------------------------------------|
| 株式会社インテリサーチ<br>代表取締役社長 井上 孝志 | 平成27年度「旅行・観光消費動向調査」対象抽出 | 平成27年5月19日 | 白木町大字市川（年齢・性別の区別なし、外国人含む） 85件                |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則   | 世論調査「広島市広域商圏調査」の実施      | 平成27年6月17日 | 白木町大字小越 1地点15件                               |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊       | 「日常生活に関するアンケート」の対象者抽出   | 平成27年6月30日 | 白木町大字小越（昭和10年7月1日から平成12年6月末日まで生まれ）日本人の男女 39件 |

## 備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

~~~~~  
広島市安芸区告示第2号

平成28年4月27日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安芸区長 大東和 政 仁

(平成27年度の状況)

| 国又は地方公共団体の機関の名称 | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日                                             | 閲覧に係る住民の範囲 |
|-----------------|--------------|----------------------------------------------------|------------|
| 自衛隊広島地方協力本部     | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成28年1月27日<br>平成28年1月28日<br>平成28年2月2日<br>平成28年2月3日 | 安芸区全域      |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。

~~~~~  
広島市安芸区告示第3号

平成28年4月27日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安芸区長 大東和 政 仁

(平成27年度の状況)

| 申出者の氏名                         | 利用目的の概要                      | 閲覧の年月日                                             | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--------------------------------|------------------------------|----------------------------------------------------|------------|
| (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 6月全国個人視聴率調査の対象者抽出            | 平成27年4月17日                                         | 阿戸町        |
| (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 生活意識に関するアンケート調査の対象者抽出        | 平成27年6月4日<br>平成27年6月19日<br>平成27年6月30日<br>平成27年7月3日 | 矢野南三丁目     |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘      | インターネット上の安全、安心に関する世論調査の対象者抽出 | 平成27年6月9日                                          | 矢野東三丁目     |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘      | 国民生活に関する世論調査の対象者抽出           | 平成27年6月9日                                          | 矢野西六丁目     |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘      | 家計消費状況調査の対象者抽出               | 平成27年6月9日                                          | 瀬野町        |

|                                           |                                |             |                                                |
|-------------------------------------------|--------------------------------|-------------|------------------------------------------------|
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則                | 広島市広域商圏調査実施のための対象者抽出           | 平成27年6月16日  | 阿戸町                                            |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則                | 広島市広域商圏調査実施のための対象者抽出           | 平成27年6月23日  | 瀬野 一丁目<br>瀬野西二丁目<br>中野 四丁目<br>中野東二丁目<br>畑賀 三丁目 |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則                | 広島市広域商圏調査実施のための対象者抽出           | 平成27年6月24日  | 矢野西二丁目<br>矢野西六丁目<br>矢野東四丁目<br>矢野南四丁目           |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則                | 広島市広域商圏調査実施のための対象者抽出           | 平成27年6月25日  | 船越一丁目<br>船越六丁目                                 |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                 | 飲酒、喫煙、くすりの使用についてのアンケート調査の対象者抽出 | 平成27年8月4日   | 矢野東二丁目                                         |
| 株式会社サバエイリサーチセンター<br>広島事務所<br>広島事務所長 原田 一臣 | 平成27年度全国都市交通特性調査（中国ブロック）の対象者抽出 | 平成27年8月27日  | 畑賀一丁目<br>畑賀二丁目<br>畑賀三丁目                        |
| 株式会社サバエイリサーチセンター<br>広島事務所<br>広島事務所長 原田 一臣 | 平成27年度全国都市交通特性調査（中国ブロック）の対象者抽出 | 平成27年8月27日  | 阿戸町                                            |
| 株式会社サバエイリサーチセンター<br>広島事務所<br>広島事務所長 原田 一臣 | 平成27年度全国都市交通特性調査（中国ブロック）の対象者抽出 | 平成27年8月28日  | 船越南一丁目<br>船越南二丁目<br>船越南三丁目<br>船越南四丁目<br>船越南五丁目 |
| 株式会社インテージリサーチ<br>代表取締役社長 井上 孝志            | 平成27年度市民の社会貢献に関する実態調査の対象者抽出    | 平成27年9月8日   | 矢野西七丁目                                         |
| (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博            | 生活意識に関するアンケート調査の対象者抽出          | 平成27年9月17日  | 矢野東四丁目<br>矢野東五丁目                               |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                 | 平成27年度食育に関する意識調査の対象者抽出         | 平成27年9月30日  | 矢野西五丁目                                         |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘                 | 家計消費状況調査の対象者抽出                 | 平成27年10月6日  | 瀬野一丁目<br>瀬野二丁目<br>上瀬野南一丁目                      |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                    | 全国放送サービス接触動向調査の対象者抽出           | 平成27年10月14日 | 矢野南二丁目                                         |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊                    | テレビ視聴に関する調査の対象者抽出              | 平成27年11月25日 | 船越五丁目<br>船越六丁目                                 |
| 株式会社ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 秋山 創一              | 全国たばこ喫煙者調査の対象者抽出               | 平成27年12月22日 | 矢野町                                            |

|                                       |                                       |               |        |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------|--------|
| 一般社団法人新<br>情報センター<br>会長 安藤 昌<br>弘     | 家計消費状<br>況調査の対<br>象者抽出                | 平成28年<br>2月2日 | 阿戸町    |
| (株)日本リサーチ<br>センター<br>代表取締役社長<br>鈴木 稲博 | 食生活に関<br>する世論調<br>査2016<br>の対象者抽<br>出 | 平成28年<br>2月2日 | 矢野南四丁目 |
| 一般社団法人中<br>央調査社<br>会長 西澤 豊            | 宝くじに関<br>する世論調<br>査の対象者<br>抽出         | 平成28年<br>3月1日 | 船越一丁目  |

備考

- 1 公表の対象は、閲覧日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものです。
- 2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあっては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

区選管告示

広島市南区選挙管理委員会告示第3号

平成28年4月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成27年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞夫

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第4号

平成28年4月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成27年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第3号

平成28年4月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成27年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第4号

平成28年4月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成27年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠 信雄

別紙 略

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第11号

平成28年4月21日

広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 吉岡 浩

広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

広島市人事委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（平成8年人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第33条」を「第34条」に、「第32条第2項」を「第33条第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市人事委員会規則第12号

平成28年4月21日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 吉岡 浩

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和54年広島市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項第5号中「企画総務局法務課法務係長」の右に「及び審理係長」を加え、同表教育委員会事務局の項第5号中「並びに人件費の編成及び経理並びに諸手当の認定に関する事務」を削り、同項第6号中「調整係長」の右に「， 労務係長」を加え、同項第7号中「 教育企画課の主事（県費負担教職員の給与費等の移譲に関する事務を担当する主事に限る。）」を削り、「指定に関する事務を専ら担当する上席の主事に限る。）」の右に「及び労務係の主事」を加える。

別表第2復興工事事務所の項中「所長」を「所長 次長」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 農業委規程

## 農業委員会規程第1号

平成28年4月1日

広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

広島市農業委員会会長 河 野 信 義

### 広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程

広島市農業委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程（平成13年6月23日農業委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第33条」を「第34条」に、「第32条第2項」を「第33条第2項」に改める。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

## 教委規則

## 広島市教育委員会規則第10号

平成28年4月4日

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井 内 康 輝

### 広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規則（平成8年広島市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第33条」を「第34条」に、「第32条第2項」を「第33条第2項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教委告示

## 広島市教育委員会告示第6号

平成28年4月12日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
委員長 井 内 康 輝

1 日 時 平成28年4月19日（火） 午前9時30分

2 場 所 中区役所6階教育委員室

3 議 題

## 【公開予定議題】

- (1) 平成28年度土曜日授業の実施について（学校経営活性化に向けた取組）（報告）
- (2) 「10オフ運動」の平成27年度取組結果及び平成28年度取組計画について（報告）
- (3) 平成27年度「広島市青少年問題協議会」の開催結果について（報告）
- (4) 平成27年度平和に関する意識実態調査報告について（報告）
- (5) 広島市教育委員会会議規則等の一部改正について（代決報告）

## 水道局規程

## 広島市水道局規程第2号

平成28年3月31日

広島市水道局行政不服審査法による書面の写し等交付手数料規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 高 広 義 明

### 広島市水道局行政不服審査法による書面の写し等交付手数料規程

（趣旨）

第1条 この規程は、行政不服審査法による書面の写し等交付手数料条例（平成28年広島市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、他の規則その他の規程に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（手数料の減免）

第2条 条例第4条の規定により手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けているとき。
- (2) その他経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められるとき。

2 手数料の減額又は免除は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度とする。

3 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 前項の書面には、審査請求人等が第1項各号のいずれかに該当することを証する書面を、添付しなければならない。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**広島市水道局規程第3号**

平成28年3月31日

広島市水道局事務分掌規程及び広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 高 広 義 明

**広島市水道局事務分掌規程及び広島市水道局職務権限規程の一部を改正する規程**

(広島市水道局事務分掌規程の一部改正)

第1条 広島市水道局事務分掌規程(昭和26年水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第3号中「確定」を「調定」に改め、同条第16項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(審査請求の審査事務)

第4条 前条に定める所掌事務のほか、審査請求の審査に係る事務は、市長等が別に指定する事務を除き、審査請求の対象となる処分又はその不作為に係る制度を総括して所管する課等において所掌するものとする。ただし、次に掲げる処分又はその不作為に係る審査請求に関する事務は、当該処分又はその不作為に係る事務を所掌する課等において所掌するものとする。

- (1) 広島市情報公開条例の規定による開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定その他の処分
- (2) 広島市個人情報保護条例の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部または一部を開示しない旨の決定その他の処分

(広島市水道局職務権限規程の一部改正)

第2条 広島市水道局職務権限規程(昭和46年水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表3の部16の項中「不服申立て等」を「不服申立て」に改め、同表4の部3の項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別表の2の表人事課の部6の款4の項中「職員が営利企業等に従事すること」を「職員の営利企業への従事等」に改める。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**広島市水道局規程第4号**

平成28年3月31日

広島市水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 高 広 義 明

**広島市水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程**

広島市水道局職員の職名に関する規程(昭和38年水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(再任用職員の職名)

第4条 前2条の規定によるもののほか、再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この条において同じ。)の職名には、再任用職員であることを示す文字を用いることができる。

**附 則**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**広島市水道局規程第5号**

平成28年4月1日

水道事業管理者が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 野 津 山 宏

**水道事業管理者が保有する保有個人情報の開示等に関する規程の一部を改正する規程**

水道事業管理者が保有する保有個人情報の開示等に関する規程(平成8年広島市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第33条」を「第34条」に、「第32条」を「第33条」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**広島市水道局規程第6号**

平成28年4月28日

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者  
広島市水道局長 野 津 山 宏

**物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程**

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3項第2号」と「第4項第2号」に改める。

第4条第1項中「第6条」の右に「又は第10条第5項」を加える。

第5条第1項中「第7条第1項」の右に「又は第10条第6項」を加え、同条第3項中「第7条第2項」の右に「又は第10

条第7項」を加え、同条に次の1項を加える。

4 契約規程23条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。

第6条中「第6条」の右に「若しくは第10条第5項」を加え、「第7条第1項」の右に「若しくは第10条第6項」を加え、同条第3号中「公告」を「当該公告」に改める。

第7条第1項中「公告を」を「特例政令第6条若しくは第10条第5項の公告を」に改め、「第7条第1項」の右に「若しくは第10条第6項」を加え、同条第4項中「第7条第2項」の右に「又は第10条第7項」を加える。

第9条第1号を次のように改める。

(1) 特例政令第6条若しくは第10条第5項の公告又は特例政令第7条第1項若しくは第10条第6項の規定による公示をしなければならない事項（特例政令第6条第6号に掲げる事項を除く。）

第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第11条」を「第12条」に改め、同条第2項第7号中「第6条」の右に「若しくは第10条第5項」を、「第7条第1項」の右に「若しくは第10条第6項」を加え、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（予定価格の決定の特例）

第10条 特例政令第10条第1項の規定による入札に付する事項の予定価格は、契約規程第17条第1項の規定にかかわらず、当該入札に付する物品等又は役務の種類ごとの総価額を当該種類ごとの需要数量で除した金額をもって定めなければならない。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年5月1日から施行する。

（広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正）

2 広島市水道局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年広島市水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の表中「第10条」を「第11条」に改める。

## 監査告示

### 広島市監査告示第1号

平成28年4月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

広島市監査委員 佐 伯 克 彦  
同 井 上 周 子  
同 竹 田 康 律  
同 星 谷 鉄 正

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏 名     | 住 所                     |
|---------|-------------------------|
| 今 田 健太郎 | 広島県広島市南区大須賀町16番5-301号   |
| 上 相 裕 章 | 広島県広島市中区東白鳥町19番62-1502号 |
| 三 浦 真 一 | 広島県広島市西区庚午北四丁目9番2号      |
| 木 原 隆 道 | 広島県東広島市西条本町14番6号        |

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成28年4月13日から平成29年3月31日まで